	阪神水道企業団公報	令和8年2月20日(金) 号外
		毎月15日発行
目 次		
◇監査公表◇		
○ 令和7年度個別外部監査結果の公表		

◇監 査 公 表◇

監 公 第 3 号

令和8年2月20日

阪神水道企業団監査委員 伊 藤 めぐみ

同 田 中 あきよ

令和8年2月19日付けで、個別外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があったので、地方自治法第252条の41第6項において準用する同法第252条の38第3項の規定に基づき次のとおり公表する。

令和7年度

設計積算・入札契約制度に係る
個別外部監査
結果報告書

阪神水道企業団 個別外部監査人
公認会計士 横田 慎一

目次

第1 外部監査の概要	1
1. 監査の種類.....	1
2. 監査の目的.....	1
3. 監査の対象.....	1
4. 監査の実施期間	1
5. 監査の方法.....	1
(1) 監査の視点.....	1
(2) 実施した主な監査手続	2
6. 監査対象部署	4
7. 個別外部監査人を補助した者	5
8. 利害関係	5
第2 企業団の概要	6
1. 概要.....	6
2. 構成団体	7
3. 組織.....	8

第3	不正事案の概要	9
1.	経緯.....	9
2.	概要.....	10
第4	不正事案に対する企業団の取組.....	11
1.	再発防止対策委員会等による検討と不正行為防止対策	11
(1)	検討の経緯と検討体制の概要	11
(2)	事案の原因及び課題の抽出.....	13
(3)	課題の分類.....	14
(4)	設計積算方法に係る再発防止策.....	15
(5)	見積り徴取方法に係る再発防止策	16
(6)	入札契約制度に係る再発防止策.....	17
(7)	職員の倫理意識等（コンプライアンスの強化等）	18
2.	設計積算・入札契約制度に係る業務フロー	19
(1)	業務フローの概要.....	19
(2)	業務フローの詳細.....	20
第5	監査の結果及び意見（総括）	28

1. 不正はなぜ起こるのか	28
2. 不正リスクに対応した内部統制（業務フロー及び組織風土）及び人員体制の見直し	29
3. 絶えず見直し続け、自律的に健全さを保ち続けられる組織に向かって.....	30
第6 個別サンプルに係る監査の結果及び意見（個別事項）	31
1. 収益的収支予算における工事請負契約（修繕工事）	31
(1) 概要.....	31
(2) 監査の結果及び意見（個別事項）	33
i) サンプル No. 1 導送配水ポンプ用電動機二次回路点検整備工事.....	33
ii) サンプル No. 2 活性炭吸着槽下部整流装置整備工事.....	33
iii) サンプル No. 3 III系中間ポンプ修理工事	34
iv) サンプル No. 4 西宮ポンプ場次亜塩素酸ナトリウム注入設備修理工事.....	35
v) サンプル No. 5 送水ポンプ用電動機二次回路点検整備工事.....	35
vi) サンプル No. 6 送水ポンプ点検整備工事	36
vii) サンプル No. 7 薬品注入設備流量計修理工事.....	37
viii) サンプル No. 8 導送配水ポンプ用電動機及び空気冷却器点検整備工事.....	38

ix) サンプル No.9	配電設備点検整備工事	39
x) サンプル No.10	排水池設備用逆止弁修理工事	40
xi) サンプル No.11	取水管理橋塗装工事	41
xii) サンプル No.12	排気ガスフィルターボックス及び洗浄装置点検整備工事	43
x iii) サンプル No.13	空気圧縮機修理工事	44
x iv) サンプル No.14	薬品貯蔵槽点検工事	44
x v) サンプル No.15	定液位槽防液堤修理工事	45
x vi) サンプル No.16	猪名川浄水場及び尼崎浄水場弁類点検整備工事	46
x vii) サンプル No.17	トラックスケール点検整備工事	48
x viii) サンプル No.18	排水処理棟屋内外排水ポンプ修理工事	48
2.	資本的収支予算における工事請負契約（改良工事）	50
(1)	概要	50
(2)	監査の結果及び意見（個別事項）	52
i)	サンプル No.1 管路更新事業（3期甲東）（週休2日制適用工事）	52
II)	サンプル No.2 猪名川浄水場 III系中間ポンプ歯車減速機取替工事	52
iii)	サンプル No.3 本庁舎改修工事その2（週休2日制適用工事）	53

iv) サンプル No. 4	テレメータ設備取替工事	54
v) サンプル No. 5	猪名川浄水場 配水 6 号ポンプ取替工事.....	55
vi) サンプル No. 6	本庁舎改修工事その 2 に伴う省エネ化工事（週休 2 日制適 用工事）	56
vii) サンプル No. 7	猪名川浄水場 場内流量計取替工事.....	56
viii) サンプル No. 8	センター設備取替工事.....	57
ix) サンプル No. 9	配水流量計取替工事.....	58
x) サンプル No.10	甲東ポンプ場配水 A-2 号回転数制御装置取替工事.....	59
xi) サンプル No.11	情報通信設備取替工事.....	59
xii) サンプル No.12	猪名川浄水場改修工事その 3（機械電気設備）	60
x iii) サンプル No.13	淀川取水場 浸水対策パネル設置工事	61
x iv) サンプル No.14	送水センター無停電電源装置取替工事	62
x v) サンプル No.15	管路更新事業（3 期芦部谷）その 3	63
x vi) サンプル No.16	電食防止施設整備工事（新高）	64
x vii) サンプル No.17	制御機器用冷却装置取替工事	65
x viii) サンプル No.18	甲東ポンプ場次亜塩素酸ナトリウム注入設備取替工事.	67

x ix) サンプル No.19 猪名川浄水場 III系ろ過池洗浄設備取替工事	68
x x) サンプル No.20 大道取水場 特高受変電設備更新事業	69
第7 設計積算・入札契約制度に係る内部統制（諸手続き等）に係る監査の結果及び 意見（個別事項）	72
1. 設計積算方法について	72
(1) 概要.....	72
(2) 監査の結果及び意見（個別事項）	74
2. 見積り徴取方法について	77
(1) 概要.....	77
(2) 監査の結果及び意見（個別事項）	78
3. 入札契約制度について	80
(1) 概要.....	80
(2) 監査の結果及び意見（個別事項）	80
4. 職員の倫理意識等及び機密情報の管理方法について	88
(1) 概要.....	88
(2) 監査の結果及び意見（個別事項）	88

おわりに	91
巻末資料	92

(注：本報告書の表記方法等について)

1. 端数処理等について

報告書中の数値は、原則として、金額の表示単位未満については切り捨て、比率の表示単位未満については四捨五入しており、端数処理の関係で表中の合計が合致しない場合がある。

また、公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。

2. 報告書の数値等の出所

個別外部監査人が作成したものを除き、その出所等を明示している。

3. 監査の結果及び意見

本報告書では、監査の結論を【結果】と【意見】に分けて記載している。

【結果】は、今後、阪神水道企業団において措置することを必ず要すると個別外部監査人が判断した事項である。主に、合規性に関すること（法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項）となる。

また、【意見】は、【結果】には該当しないが、入札不正の再発防止その他入札契約制度の改善のために、個別外部監査人として改善を要望するものである。阪神水道企業団がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待するものである。

第1 外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法（以下「法」という。）第252条の41第1項に規定する長からの要求に係る個別外部監査

2. 監査の目的

阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における設計積算・入札契約制度について、法令遵守及び不正行為防止の観点から、客観的な分析等に基づく検証及び評価を受けるとともに、同制度に係る改善策について、外部専門家による意見を述べることを目的とする。

3. 監査の対象

設計積算・入札契約制度について、原則として令和6年度に関する事項を監査対象とした。ただし、設計積算・入札契約制度については、令和7年度において企業団が種々の見直しを実施していることから、適宜、令和7年度における状況についても監査対象とした。その他必要に応じて、過年度に係る事項を監査対象とした。

4. 監査の実施期間

令和7年8月8日から令和8年2月19日まで

5. 監査の方法

(1) 監査の視点

本個別外部監査は、企業団が令和6年9月に発注した尼崎浄水場における「舗装補修工事」に係る企業団職員の収賄事件（令和7年3月21日有罪判決。以下「不正事案」という。）を受けて、同種の事件を二度と起こさないために実施するものである。

そこで、令和6年度に企業団が発注した工事請負契約について、個別サンプルの検証を通じて、不正事案と同種の事案が疑われないかに留意しながら、再発防止に資する企業団の取組が十分であるかを検証することとした。

また、企業団が、企業団職員により組織した「阪神水道企業団公共工事等不正行為再発防止対策委員会」において検討した不正行為防止対策案に対する、外部の有識者からの多面的かつ客観性のある意見及び提案を受け策定した「不正行為防止対策報告書」（令和7年4月）の記載内容に留意して、再発防止策の十分性について検証した。ほか、設計積算・入札契約制度に関し、質問や関連資料の閲覧を通じて、再発防止策について検証した。

(2) 実施した主な監査手続

前述の監査視点を踏まえて、具体的には次のとおりの監査手続を実施した。

① 設計積算方法について

設計積算方法について、次のとおり検証することとした。

設計積算方法に係る主な監査手続

監査の視点	想定される課題	主な監査手続
予定価格及び最低制限価格の積算において、歩掛や単価等が適切に運用されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○不適切な歩掛や単価等の設定 ○不適切な見積り単価の設定 	<ul style="list-style-type: none"> ○積算ルールの確認 ○個々の取引をサンプル抽出して、歩掛や単価の設定過程等の確認
「不正行為防止対策報告書」に掲げた対策が適切に実施されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○「予定価格を漏らす」ということに繋がった予定価格の設定過程又は担当者の配置方法の不備 ○予定価格、最低制限価格の重要性の理解不足 ○事後審査でのチェックが十分になされているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○予定価格、最低制限価格の設定過程の確認 ○ヒアリングを通じた企業団職員の意識調査 ○事後審査の運用状況の確認

② 見積り徴取方法について

見積り徴取方法について、次のとおり検証することとした。

見積り徴取方法に係る主な監査手続

監査の視点	想定される課題	主な監査手続
見積り徴取方法	○見積り徴取方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○見積り徴取ルールの確認 ○見積り徴取状況の運用状況の確認（新ルール運用後） ○ルールの改善提案（必要に応じて）

③ 入札契約制度について

入札契約制度について、次のとおり検証することとした。また、「不正行為防止対策報告書」において「変動型予定価格制度及び変動型最低制限価格制度の導入」や、「低入札価格調査制度の適用範囲の拡大」に係る検討について、企業団職員と議論し、その必要性等について検討することとした。

入札契約制度に係る主な監査手続

監査の視点	想定される課題	主な監査手続
<ul style="list-style-type: none"> ○関係規程が法令に基づき、適切に整備されているか。 ○入札が適切な区分（条件付き一般競争入札、随意契約等）により執行されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○随意契約の根拠及び区分が適切に設定されていない。 ○条件が付された一般競争入札において、必要性の乏しい又は不合理な条件が付されている。 ○その他法令及び内規に沿った区分が適切に設定されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○内規等既存ルールの確認 ○条件付き一般競争入札、随意契約等の一定の条件が付された入札契約手続きについて、個々の取引をサンプル抽出し、検証（他法令及び内規に沿った区分になっているか。）
<ul style="list-style-type: none"> 入札事務の運用に不適切なものがないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○入札事務の運用において、法令や規程の趣旨を逸脱した不適切なものがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○法令や規程の確認 ○個々の取引をサンプル抽出して一連の入札事務の確認
<ul style="list-style-type: none"> 「不正行為防止対策報告書」に掲げた対策が適切に実施されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○事後審査でのチェックが十分になされているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○事後審査の運用状況の確認
<ul style="list-style-type: none"> その他入札契約制度に改善点が考えられるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○落札率が高い状況や入札参加者数が少ない状況が続いている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○個々の取引をサンプル抽出して一連の入札事務の確認

④ 職員の倫理意識等及び機密情報の管理方法について

職員の倫理意識等及び機密情報の管理方法について、次のとおり検証することとした。

職員の倫理意識等及び機密情報の管理方法に係る主な監査手続

監査の視点	想定される課題	主な監査手続
業者との付き合い方	<ul style="list-style-type: none"> ○業者対応ルールの明確化 ○特定業者との癒着防止 	<ul style="list-style-type: none"> ○対応ルールの整備状況の確認 ○ヒアリングを通じた企業団職員の意識調査
職場環境	<ul style="list-style-type: none"> ○悩める職員のケア充実 ○法令・規則遵守の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ○ヒアリングを通じた企業団職員の意識調査
機密情報の管理	<ul style="list-style-type: none"> ○情報管理方法の改善 ○情報漏洩防止の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報管理ルールの確認 ○情報管理ルールの運用状況の確認（新ルール運用後） ○ルールの改善提案（必要に応じて）
「不正行為防止対策報告書」に掲げた対策が適切に実施されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○「予定価格を漏らす」ということに繋がった情報管理又は担当者の配置方法の不備 ○予定価格、最低制限価格の重要性の理解不足 	<ul style="list-style-type: none"> ○予定価格、最低制限価格の情報管理方法の確認 ○ヒアリングを通じた企業団職員の意識調査

6. 監査対象部署

総務部 総務課 総務係並びに設計積算・入札契約制度及び個々の設計積算・入札契約に関連する部署

7. 個別外部監査人を補助した者

個別外部監査人を補助した者は次表のとおりである。公認会計士のほか、自治体職員、学識経験者、弁護士から監査チームを構成し、多様かつ専門的な監査に努めた。

個別外部監査人を補助した者

氏名	資格	本監査における役割
湯本 規子	公認会計士	監査主担当
成山 哲平	公認会計士	監査担当
岡本 真理子	公認会計士	本監査の品質向上のための本報告書のレビュー等担当
鳥生 紘平	公認会計士	本監査の品質向上のための本報告書のレビュー等担当
綾木 彰吾	公認会計士	監査担当
高尾 仁啓	公認会計士	監査担当
赤宗 謙太	公認会計士	監査主担当
福島 由梨	弁護士	法律の専門的観点からのアドバイザー

8. 利害関係

個別外部監査人は、個別外部監査の対象とした事件につき、法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

第2 企業団の概要

1. 概要

過去に阪神地域は、水道水源となる大きな河川がなく慢性的な水不足に悩まされていたが、安定した給水を確保するため、昭和11年7月に「阪神水道企業団」が設立された。企業団（※1）は、琵琶湖・淀川水系を水源とする水道用水供給事業（※2）に取り掛かり、昭和17年に給水を開始した。

それ以来、発展を続ける構成市の水需要に対処するため拡張工事を実施し、現在は1日最大1,128,000 m³の供給能力を有し、その全量が従来処理（凝集沈澱とろ過処理）にオゾンと活性炭処理を取り入れた高度浄水処理水となっている。

※1：企業団とは

地方公共団体が、団体の事務の一部を共同処理するために設ける地方公共団体の組合を一部事務組合といい、そのうち、地方公営企業の経営に関する事務を共同処理する一部事務組合を「企業団」という。そのため、阪神水道企業団は、特別地方公共団体（一部事務組合）である。

※2：水道用水供給事業とは

「阪神水道企業団」は、一般家庭へ直接、水を届けるのではなく、水道事業者（水道事業を営業者）に水道用水を供給する「水道用水供給事業」（水の卸売業）を行っている。水道事業経営の主体は市町村が原則であるのに対して、水道用水供給事業の場合は、府県や企業団等により経営される。

2. 構成団体

企業団設立当初の構成団体は 16 市町村（神戸市、西宮市、尼崎市、武庫郡御影町、同魚崎町、同住吉村、同本山村、同本荘村、同精道村、同瓦木村、同甲東村、同鳴尾村、同大庄村、同武庫村、川辺郡立花村、同園田村）であったが、市町村合併により、神戸市、尼崎市、西宮市及び芦屋市の 4 市となった。

平成 29 年には宝塚市、令和 7 年には明石市が新しく構成団体として加わり、現在、6 市（神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、宝塚市、明石市）が構成団体である。

企業団の構成市



出所：企業団からの提供資料

第3 不正事案の概要

1. 経緯

企業団が令和6年9月に発注した尼崎浄水場の「舗装補修工事」に関し、企業団職員が逮捕・起訴される事件が発生した。

不正事案の経緯は次のとおりである。なお、「特定業者」とは、不正事案につき予定価格の情報を不正に入手し、当該入札案件を受注しようとした者をいう（以下同じ。）。

不正事案の経緯

令和6年

11月13日（水）：企業団職員が収賄容疑で兵庫県警に逮捕される。

（特定業者の役員も贈賄容疑で逮捕される。）

11月14日（木）：企業団本庁舎及び浄水管理事務所が兵庫県警により家宅搜索される。

11月15日（金）：企業団職員及び特定業者の役員が兵庫県警により送検される。

12月4日（水）：企業団職員が神戸地方検察庁に収賄罪で起訴される。

（特定業者の役員も贈賄罪で起訴される。）

令和7年

1月22日（水）：神戸地方裁判所にて初公判が開かれる。

（企業団職員及び特定業者ともに起訴事実を全面的に認める。）

2月28日（金）：神戸地方裁判所にて第2回公判が開かれる。（同日結審）

（両被告人への質問が行われたが、新たな事実は得られず。）

3月21日（金）：神戸地方裁判所にて第3回公判が開かれ、判決が言い渡される。

（企業団職員：懲役1年2か月、執行猶予3年）

企業団職員を懲戒免職処分とした。

出所：阪神水道企業団公共工事等不正行為再発防止対策委員会（2025）「不正行為防止対策報告書」、P. 2

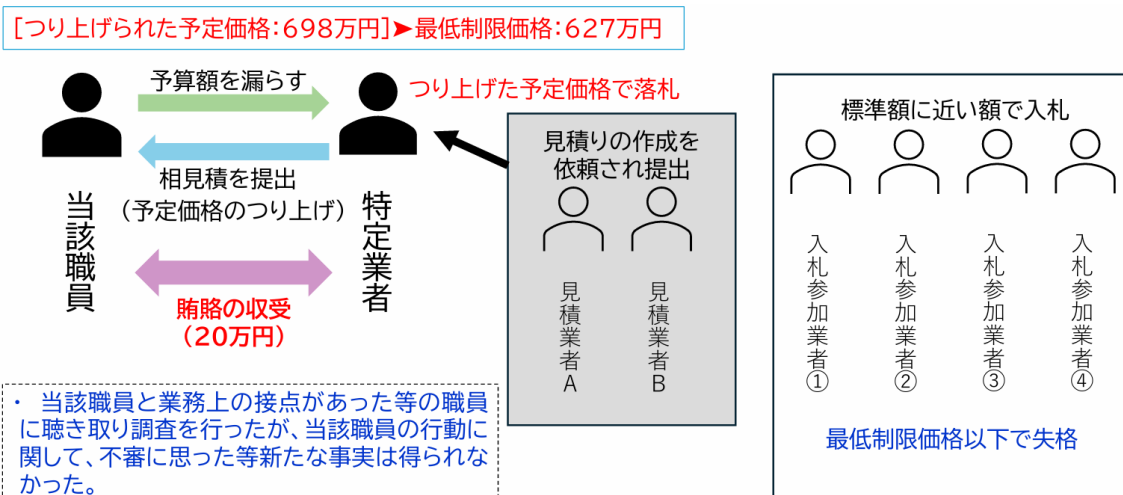
2. 概要

不正事案は、令和6年度発注の尼崎浄水場における「舗装補修工事」の条件付き一般競争入札において、特定業者が工事を受注できるよう、企業団職員が便宜を図り、その見返りとして特定業者から金銭を受け取ったものである（公判の傍聴及び当該職員に対する聴き取り（以下「公判の傍聴等」という。）より）。

不正事案の発生は、当該工事の設計・積算時に、特定業者に依頼して3者分の見積りを徴取したことに端を発するものである（企業団職員か特定業者のどちらが言い出したかについて、当事者は覚えていないとのこと）。特定業者が、9月に別途工事の参考見積りを企業団の職場に持参した際、現金が同封されており、企業団職員は断らずに、そのまま受け取ってしまったものである。

このように特定業者が3者分の見積書を作成・提出しており、これをもとに企業団が予定価格を積算したことにより、予定価格及び最低制限価格が本来の標準金額よりも不正につり上げられた。また、企業団職員が特定業者に予定価格情報を漏らし、賄賂20万円の收受があった。当該入札案件には、特定業者のほか、4者が参加したものの、4者はいずれも最低制限価格未満の金額であったため、失格になった。その結果、特定業者が落札者となったものである。

不正事案の概要



出所：阪神水道企業団公共工事等不正行為再発防止対策委員会（2025）「不正行為防止対策報告書」、P. 3

第4 不正事案に対する企業団の取組

1. 再発防止対策委員会等による検討と不正行為防止対策

(1) 検討の経緯と検討体制の概要

企業団職員による不正事案の発生は、水道事業及び企業団に対する地域市民からの信頼を著しく失墜させるとともに、公務の公平性を損なわせる憂慮すべき事態である。このような事件が発生した原因等について、公判内容から得られた事実及び判決後の当該職員に対する聴き取りにより得られた事実関係をもとに、不正行為防止対策の検討を進めていくこととされた。

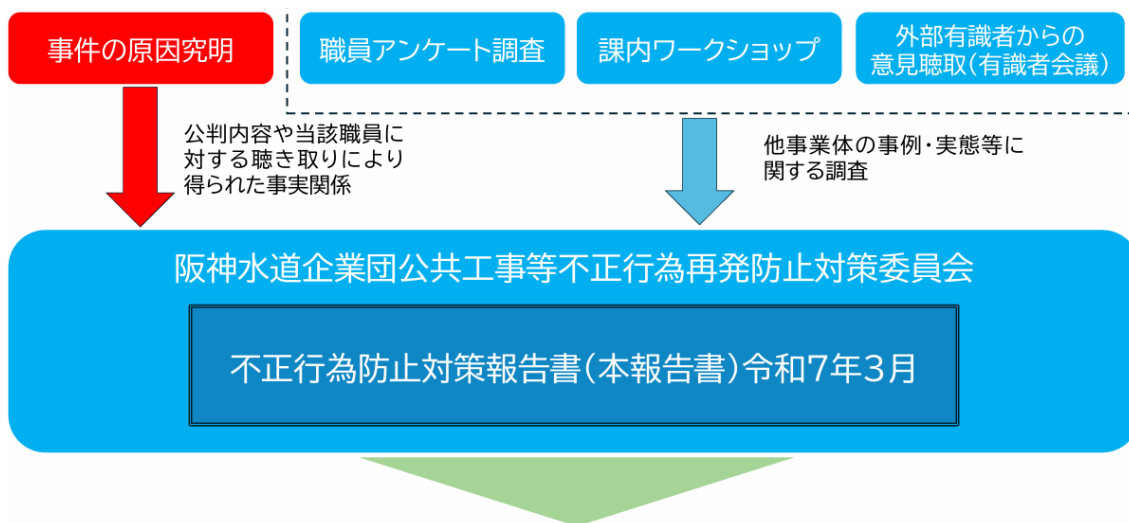
不正行為防止に向けた取組は、不正事案を職員個人の責任と捉えるだけでなく、入札前の情報管理や、価格漏洩を把握できなかった組織体制についても問題がなかったかといった点も含めて分析し、企業団全体の不正行為防止に向けた取組として進めていく必要がある。また、今回の事件を受けて、阪神水道企業団議会より、今回の不正事案を深刻に受け止め、事件の原因究明及び再発防止並びに綱紀粛正に取り組むよう、強く求める決議がなされた。

そこで、企業団では、職員へのアンケート調査及びワークショップを実施し、職員の意識や現状を把握するとともに、「阪神水道企業団公共工事等不正行為再発防止対策委員会」（以下「再発防止委員会」という。）を企業団内部委員会として設置し、不正行為防止対策が検討された。

さらに、検討を経て抽出された課題とその対策案について、外部の有識者に意見を求めるため「公共工事等における不正行為の再発防止に関する有識者会議」を設置し、令和6年12月20日から計4回にわたる審議において、様々な視点から意見や提案を得ながら不正行為防止対策が策定された。

これらの企業団による不正行為防止対策の検討フローをまとめたのが次図である。

企業団による不正行為防止対策の検討フロー



対策の効果及び実施状況の評価を踏まえて随時見直しながら実行

出所：阪神水道企業団公共工事等不正行為再発防止対策委員会（2025）「不正行為防止対策報告書」

また、企業団内部委員会としての再発防止委員会と、外部有識者会議としての「公共工事等における不正行為の再発防止に関する有識者会議」は、次表のとおりである。これらは再発防止に向けて、企業団内に再発防止委員会を設置するとともに、公正・中立な立場から外部有識者の意見を求めるため、「公共工事等における不法行為の再発防止に関する有識者会議」を設置したものである。

不正行為防止対策の検討体制

【企業団内部委員会】

阪神水道企業団公共工事等不正行為再発防止対策委員会	【趣旨】 入札及び契約業務について、市民の不信を招くような行為を防止することにより、適正な入札及び契約業務の遂行を確保するとともに、入札及び契約業務の公正性に対する構成市市民の信頼回復を図る。 【委員】 副企業長以下、幹部職員 計11名 【実績】 7回開催
---------------------------	--

【外部有識者会議】

公共工事等における不正行為の再発防止に関する有識者会議	【趣旨】 企業団が策定する再発防止策等の検討に当たり、外部の有識者からの多面的かつ客観性のある意見及び提案を受ける。 【委員】 上田 英則(兵庫県企業庁 次長) 興津 征雄(神戸大学大学院法学研究科・法学部 教授) 河端 亨(弁護士(大倉山法律事務所)) 増田 安弘((一社)近畿建設協会 技術部 部長) ※五十音順 【実績】 4回開催
-----------------------------	---

出所：阪神水道企業団公共工事等不正行為再発防止対策委員会（2025）「不正行為防止対策報告書」

(2) 事案の原因及び課題の抽出

再発防止委員会による「不正行為防止対策報告書」では、不正事案の原因及び課題について、次図のとおり指摘している。

不正事案が生じたことに関し、企業団の課題として、設計積算業務、見積り徴取方法、事後審査でのチェック、職員の倫理意識等、機密情報の管理方法を指摘している。

事案の原因及び課題の抽出

[考えられる原因]

- 設計積算システムで可能な設計書作成を見積りで実施
- 予定価格の漏洩
- 恣意的な見積り徴取
- 業者との密接な関係
- 倫理意識の欠如



[課題の抽出]

- 設計積算業務
- 見積り徴取方法
- 事後審査でのチェック
- 職員の倫理意識等
- 機密情報の管理方法

出所：阪神水道企業団公共工事等不正行為再発防止対策委員会（2025）「不正行為防止対策報告書」、P. 5

(3) 課題の分類

前述の抽出された課題について、不正事案に係る公判の傍聴等、職員アンケート、課内ワークショップ及び有識者会議を踏まえ、企業団は次図のとおり課題を分類した。なお、これらの課題についても、本監査は監査の視点に含めているところである（「第15. 監査の方法」参照）。

事案の原因及び課題の抽出

ア 事件(公判の傍聴等)で得られた課題	設計積算業務、見積り徴取方法、入札契約制度、コンプライアンス
イ 職員アンケートで得られた課題	コンプライアンス、設計積算業務、職場環境、入札契約制度 等
ウ 課内ワークショップで得られた課題	業者との付き合い方、職場環境、見積り徴取方法、情報管理 等
エ 有識者会議で得られた課題	設計積算業務、見積り徴取方法、入札契約制度、コンプライアンス

課題を大きく4つに分類し対策を検討

分類(1)	設計積算方法
分類(2)	見積り徴取方法
分類(3)	入札契約制度
分類(4)	職員の倫理意識等(コンプライアンスの強化等)

※ 得られた課題への対策は、他事業体の事例・実態等に関する調査結果も参考としている。

出所：阪神水道企業団公共工事等不正行為再発防止対策委員会（2025）「不正行為防止対策報告書」、P. 12

(4) 設計積算方法に係る再発防止策

前述までに整理された課題に関し、再発防止委員会による「不正行為防止対策報告書」において、再発防止に向けた対策が検討された。

まず、設計積算方法に係る再発防止策については次図のとおりである。

主な対応策について、企業団では当時、設計積算システムを使用せずに予定価格及び最低制限価格を積算している事例もあったことから、土木系工事は修繕工事も含め、設計積算システム利用を徹底することとされた。また、設備工事においては、企業団独自のエクセルによって予定価格及び最低制限価格が積算されていたが、令和7年度からは設計積算システムを導入、運用することとされた。さらに、予定価格及び最低制限価格の積算に見積りを使用する場合の見積りの徴取数、査定率、徴取内容の区分（全体、一部）など、設計積算方法を統一することとされた。

設計積算方法に係る再発防止策

【課題】

- ア 見積りを使用する設計積算方法について、企業団内部で統一がなされていない。
- イ 見積りの徴取内容に関して、工事種別によって工事全体なのか、工事の一部(歩掛、材料等)なのかの統一がなされていない。



【対策】

- ・ 土木系工事は修繕工事も含め設計積算システム利用を徹底する。設備工事においては、令和7年度から設計積算システムを導入、運用する。
- ・ 見積りを使用する場合の徴取数、査定率、徴取内容の区分(全体、一部)など、設計積算方法を統一する。
- ・ 改良工事における設計業務委託の対象工事を拡大する。(見積りが必要な工種は業務委託の中で徴取する。)

※修繕工事(設備)について

修繕工事(設備)は、工事規模が小さく、特殊な工事内容であり、かつ、件数も多いことから、委託対応は難しいため、直営での設計積算とする。

出所：阪神水道企業団公共工事等不正行為再発防止対策委員会（2025）「不正行為防止対策報告書」、P.13

(5) 見積り徴取方法に係る再発防止策

見積り徴取方法に係る再発防止策については、次図のとおりである。

主な対応策について、見積りを徴取する業者の選定や業者とのやり取り（内容説明等）に加えて、契約後の工事監理までを同一職員が一人で行うことが多く、業者との関係が深まる恐れがあるという課題に対して、例えば修繕工事（設備・土木・営繕）において見積りの徴取先を公募することを検討するとされた。また、見積り徴取のルール（徴取先、共有先、共有方法）を明確にするとされた。さらに、設計と工事監理の担当者を分離、あるいは複数監督員制とする対象工事を拡大するなどの業者との接点を少なくする措置についても明記された。

見積り徴取方法に係る再発防止策

【課題】

ア 見積りを徴取する業者の選定や業者とのやり取り（内容説明等）に加えて、契約後の工事監理までを同一職員が一人で行うことが多く、業者との関係が深まる恐れがある。



【対策:見積り徴取の透明化】

- ・ 修繕工事（設備・土木・営繕）において見積りの徴取先を公募することを検討する。
- ・ 見積り徴取のルールを明確にする。（徴取先、共有先、共有方法）
- ・ 電話でのやり取りは工事監理時の連絡も含め、公用スマートフォンの使用を原則とする。

【対策:業者との接点を少なくする措置】

- ・ 担当者を固定しないために、定期的な課内異動を検討する。
- ・ 設計と工事監理の担当者を分離、あるいは複数監督員制とする対象工事を拡大する。

出所：阪神水道企業団公共工事等不正行為再発防止対策委員会（2025）「不正行為防止対策報告書」、P. 14

(6) 入札契約制度に係る再発防止策

入札契約制度に係る再発防止策については、次図のとおりである。

主な対応策について、以前は、入札後の事後審査においてチェックリストやマニュアル等による均質化が図られていなかったが、今後は事後審査チェックリストに基づくチェックを行うこととされた。また、入札監視委員会の設置や土木系工事の歩掛や、材料の見積りを設計において採用した場合、積算資料として公告時に公表することとされた。ただし、設備の主要機器等に係る見積りは、メーカーが特定され競争性が働かなくなるため、公表しないこととされた。

なお、変動型予定価格制度及び変動型最低制限価格制度の導入や低入札価格調査制度の適用範囲拡大については、他事業体の事例を引き続き調査していくこととされた。

入札契約制度に係る再発防止策

【課題】

- ア 入札後、事後審査を行う際、チェックリストやマニュアル等がなく、審査項目に統一性がなかった。
- イ 現在の入札方法では、見積りを徴取した業者以外が不利になっていないか。
- ウ 予定価格を設計金額と同額で設定することが妥当であるかどうか。
- エ 最低制限価格の設定が、公表している算式に基づくものだけで良いかどうか。
- オ 低入札価格調査制度について、総合評価方式入札だけに限定していることが良いかどうか。

【対策】

- ・ 事後審査チェックリストに基づくチェックを行う。
- ・ 不審な入札が確認された場合は、「阪神水道企業団談合情報対応マニュアル」に基づいた対応を行う。
- ・ 入札監視委員会の設置。
- ・ 土木系工事の歩掛や材料の見積りを設計において採用した場合、積算資料として公告時に公表する。
- ・ 設備の主要機器等に係る見積りは、メーカーが特定され競争性が働かなくなるため、公表しないこととする。

【引き続き調査・検討を行う事項】

- ・ 変動型予定価格制度及び変動型最低制限価格制度の導入や低入札価格調査制度の適用範囲拡大については、他事業体の事例を引き続き調査していく。

出所：阪神水道企業団公共工事等不正行為再発防止対策委員会（2025）「不正行為防止対策報告書」、P. 15

(7) 職員の倫理意識等（コンプライアンスの強化等）

職員の倫理意識等に係る再発防止策については、次図のとおりである。

主な対応策について、職場内で倫理意識啓発のための取組がなされていなかった状況に対し、「職員倫理規程」を制定し、職員の職務に係る倫理の保持に資するため、必要な措置を講ずるなどが明記された。また、「職員の公正な職務の執行の確保に関する規則」を制定し、職員の法令等の遵守、倫理の保持による公正な職務の執行及び適正な公務の運用の確保を図ることとされた。さらに、職階、職種別にコンプライアンス研修やワークショップ等を開催することとされた。

なお、本項目では「設計積算・入札契約制度に関する外部監査」の実施が挙げられており、本監査はこれを受けて導入・実施しているものである。

職員の倫理意識等（コンプライアンスの強化等）

【課題】

- ア 職場内で倫理意識啓発のための取組がなされていない。
- イ 担当業務の実施に必要なコンプライアンスに関する知識を把握、認識させる必要がある。
- ウ 業者との付き合い方が明確に示されていない。
- エ 機密情報の管理方法が不十分である。

【対策】

- ・ 「職員倫理規程」を制定し、職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずる。
- ・ 「職員の公正な職務の執行の確保に関する規則」を制定し、職員の法令等の遵守、倫理の保持による公正な職務の執行及び適正な公務の運用の確保を図る。
- ・ 職員の公正な職務の執行を確保するため、「コンプライアンスを推進する体制の整備に関する規程」及び「職員等からの公益通報の処理に関する要綱」を制定する。
- ・ 職階、職種別にコンプライアンス研修を実施する。
- ・ コンプライアンスに関するワークショップ等の実施。
- ・ コンプライアンスに関するハンドブック等を作成し、規程等の内容及び機密情報の管理方法について理解しやすくする。

【その他の対策】

- ・ 「設計積算・入札契約制度に関する外部監査」の実施。
- ・ 地方自治法に基づく内部統制制度の実施。

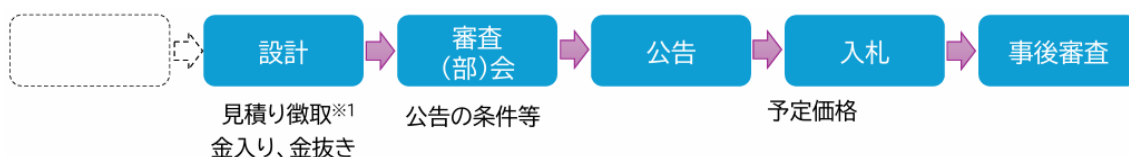
出所：阪神水道企業団公共工事等不正行為再発防止対策委員会（2025）「不正行為防止対策報告書」、P. 16

2. 設計積算・入札契約制度に係る業務フロー

(1) 業務フローの概要

設計積算・入札契約制度に係る業務フローの概要については、まず不正事案の再発防止策を講じる以前は次図のとおりである。この業務フローには、前述のとおり、見積り徴取ルールが不十分であった部分や、事後審査にチェックリストが存在していないなどの課題があったものである。

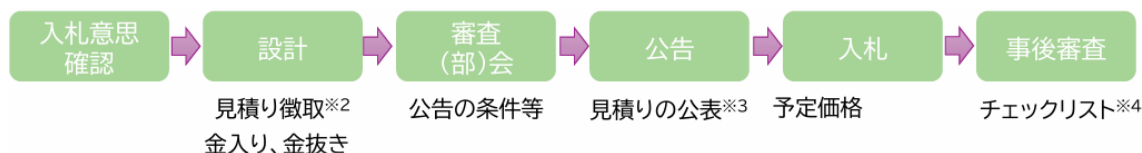
設計から入札までのフロー（再発防止策を講じる前）



出所：阪神水道企業団公共工事等不正行為再発防止対策委員会（2025）「不正行為防止対策報告書」、P. 17

その一方、不正事案の再発防止策を講じた後の設計積算・入札契約制度に係る業務フローの概要は、次図のとおりである。再発防止策として、施工実績及び入札実績に基づく見積り依頼や、参加意思を表明した業者に見積り依頼（制度化に向けて取組中）、工法や材料の見積りを設計において採用した場合に積算資料として公告時に公表すること、チェックリストに基づく事後審査の実施などが業務フローに組み込まれた。

設計から入札までのフロー（再発防止策を講じた後）



- ※1 施工実績及び入札実績に基づき依頼
- ※2 参加意思を表明した業者に見積り依頼
- ※3 工法や材料の見積りを設計において採用した場合、積算資料として公告時に公表
- ※4 チェックリストに基づく事後審査の実施

注)入札意思確認を行う工事は、設備の修繕工事など対象工事については今後検討する。

出所：阪神水道企業団公共工事等不正行為再発防止対策委員会（2025）「不正行為防止対策報告書」、P. 17

(2) 業務フローの詳細

本監査に際しては、業務フローの理解の重要性が高いため、設計積算・入札契約制度に係る業務フローの詳細を企業団から聞き取り、次のとおり整理した。

① 発注方法の選定

発注方法の選定に係る業務フローは次のとおりである。

業務フロー（発注方法の選定）

実施事項	担当部署	内容	詳細	関連資料	関連規程
発注方法の選定	起工課	金額規模等に応じて適切な発注方法を選択する	少額随意契約は130万円未満 ※ただし、令和7年度以降200万円未満に改定		地方公営企業法施行令第21条の13

② 見積り合わせの場合の見積り契約方法（少額随意契約）

見積り合わせの場合の見積り契約方法に係る業務フローは、次のとおりである。ただし、見積り合わせは、企業団においては少額随意契約のみが対象である。

業務フロー（少額随意契約）

実施事項	担当部署	内容	詳細	関連資料	関連規程
起案	起工課（技術部であることが多い）	会計システムに入力したものをもとに起工書出力	設計のために参考見積りを徴取。なるべく2者以上によることとしているが、契約規程第26条に則った場合は1者見積りで可 阪神水道企業団契約規程（見積書の徴収） 第26条 前条の随意契約によるうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし見積書を徴することができないとき、又は企業長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。	○工事（業務委託）起工書【予定負担行為伺書】 ○設計書（金抜き） ○仕様書	阪神水道企業団契約規程第26条
供覧（合議）	経営企画課 経営管理係	起工工事が予算要求されたものであるか、金額が予算要求から超過、大幅な減額となっていないか、複数年工事においては、適切な債務負担行為が設定されているかなどを確認			
供覧（合議）	総務課 契約係	起案担当、工事名、工事期間等を確認			
契約伺	総務課 契約係	契約伺を起案			
総務課長 決裁	総務課 契約係	1件当たり200万円未満の工事等については総務課長により決裁			
本見積り 徴取	総務課 契約係	起工課が徴取した先に見積り合わせを行う	○起工課が複数者から見積りを徴取していた場合は複数者から入札（見積）書を徴取		
契約締結	総務課 契約係	令和7年11月から、電子決裁により、起工の決裁者から契約締結に係る決裁を得ることとしている			決裁規定別表第2号
供覧		供覧は電子決裁後の処理にて行う	○令和7年度以降、決裁を行うようになった ○本庁技術部はメールにて送付	○契約書 ○負担行為伺書又は契約締結供覧（ゼロ債務等） ○見積経過表	
検査	検査主幹： 施設管理課 長（事務手 続き：企画 係）	○（3条予算の場合）施工課内の検査 ○（4条予算の場合）すべての案件について施工課以外が検査（直接検査員を除く）（検査主幹が指定）		○工事検査実施書 ○工事検査報告書（一部省略規定有）	○工事検査規程 ○工事検査取扱要領

③ 特命随意契約の場合の見積り契約方法

特命随意契約の場合の見積り契約方法に係る業務フローは、次のとおりである。

業務フロー（特命随意契約）

実施事項	担当部署	内容	詳細	関連資料	関連規程
起案	起工課（技術部であることが多い）	会計システムに入力したものをもとに起工書出力	○専門技術が必要で、施工可能な者が限られる場合は、その者による。（他者は見積り辞退が現状である。） ※対象案件の多くは、上記の地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の対象となる工事であるが、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号～第9号のうち該当すると起工課が判断し、依頼されたものは対象となりうる。（第5号による緊急工事等は例年数件有）	○工事（業務委託）起工書【予定負担行為何書】 ○設計書（金抜き） ○仕様書	随意契約ガイドライン
設計内容の検証（審査）	工事所管課（浄水計画課、施設管理課、工務課）	改良工事及び1,000万円を超える修繕工事は工事所管課が設計の内容を検証（審査）			
供覧（合議）	経営企画課 経営管理係	起工工事が予算要求されたものであるか、金額が予算要求から超過、大幅な減額となっていないか、複数年工事においては、適切な債務負担行為が設定されているかなどを確認			
供覧（合議）	総務課 契約係	起案担当、工事名、工事期間等を確認			
随意依頼理由書の作成	起工課			○随意契約理由ファイル	
契約伺	総務課 契約係	契約伺を起案 審査(部)会対象ではない案件のみ	予定価格200万～250万円の案件が対象	○随意契約理由ファイル	
総務課長 決裁	総務課 契約係	1件当たり250万円以下の工事等については総務課長により決裁			
特命随意契約の理由等についての審査会による審議	<正式名称> 審査(部)会 競争入札参加者選定審査(部)会	250万円超の案件が対象			
審査(部)会 決裁	総務課 契約係	審議した内容を(部)会長の決裁を起案			
執行通知の 作成	総務課 契約係	起工書や審査(部)会資料をもとに執行通知を作成			
本見積り 徴取	総務課 契約係	執行通知、業者用設計書（仕様書）及び入札書を業者に送付			

（次のページに続く）

実施事項	担当部署	内容	詳細	関連資料	関連規程
予定価格の設定	総務課 契約係	金入り設計書を基に、設計金額1,000万円以下なら総務課長、それ以上は技術部長に作成を依頼		○金入り設計書	
契約締結	総務課 契約係	令和7年11月から、電子決裁により、起工の決裁者から契約締結に係る決裁を得ることとしている			決裁規定別表第2号
供覧		供覧は電子決裁後の処理にて行う	○令和7年度以降、決裁を行うようになった ○本庁技術部はメールにて送付	○契約書 ○負担行為伺書又は契約締結供覧（ゼロ債務等） ○見積経過表	
検査	検査主幹： 施設管理課長 （事務手続き：企画係）	○（3条予算の場合）1,000万円以下のものは、施工課内の検査、1,000万円を超えるものは施工課以外が検査（検査主幹が指定） ○（4条予算の場合）すべての案件について施工課以外が検査（直接検査員を除く）（検査主幹が指定）		○工事検査実施書 ○工事検査報告書（一部省略規定有）	○工事検査規程 ○工事検査取扱要領

④ 一般競争入札の場合の入札契約方法

一般競争入札の場合の入札契約方法に係る業務フローは、次のとおりである。

業務フロー（一般競争入札）

実施事項	担当部署	内容	詳細	関連資料	関連規程
起案	起工課（技術部であることが多い）	会計システムに入力したものをもとに起工書出力	○設計のために参考見積りを徴取。原則3者以上から徴取	○工事（業務委託）起工書【予定負担行為何書】 ○設計書（金抜き） ○仕様書	
設計内容の検証（審査）	工事所管課（浄水計画課、施設管理課、工務課）	改良工事及び1,000万円を超える修繕工事は工事所管課が設計の内容を検証（審査）			
供覧（合議）	経営企画課 経営管理係	起工工事が予算要求されたものであるか、金額が予算要求から超過、大幅な減額となっていないか、複数年工事においては、適切な債務負担行為が設定されているかなどを確認			
供覧（合議）	総務課 契約係	起案担当、工事名、工事期間等を確認			
契約の相手方の選定について審議	競争入札参加者選定審査（部）会	公告条件、個別要件などのチェック	○公表案件である250万円超が対象 ○見積りの結果（業者数）から地元要件を入れるかどうかの検討をする ○250万円超の場合には最低制限価格を設定		
審査（部）会 決裁	総務課 契約係	審議した内容を（部）会長の決裁を起案			
公告	総務課 契約係		○入札参加業者数を一定確保するために、公告から開札までの期間を3週間少々とするようにしている	○公告資料 ○仕様書 ○設計書（金抜き）	
予定価格の設定	総務課 契約係	金入り設計書を基に、設計金額1,000万円以下なら総務課長、それ以上は技術部長に作成を依頼		○金入り設計書	
最低制限価格の設定	総務課 契約係	金入り設計書を基に最低制限価格を設定		○金入り設計書	
参加申込の受付	総務課 契約係	○130万円以上250万円までは郵便入札 ○250万円超は電子入札 ※ただし、令和7年度から基準価格の130万円は200万円に、入札方法としては令和7年度途中から一律電子入札に変更		○参加申込書、実績等	

（次のページに続く）

実施事項	担当部署	内容	詳細	関連資料	関連規程
入札・開札	総務課 契約係	同上		○入札書、内訳書	
事後審査	総務課 契約係	入札参加資格を満たしているかについて審査		○事後審査チェックリスト ○電子入札システム上の資料 ○内訳書 ○条件付き一般競争入札参加申込書（様式第1号） ○同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第2号） ○建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第4号）	
供覧	総務課 契約係	供覧は電子決裁後の処理にて行う	○令和7年度以降、決裁を行うようになった ○本庁技術部はメールにて送付	○契約書 ○負担行為伺書（ゼロ債務案件では契約締結供覧） ○入札経過表	
検査	検査主幹：施設管理課長 （事務手続き：企画係）	○（3条予算の場合）1,000万円以下のものは施工課内の検査、1,000万円を超えるものは施工課以外が検査（直接検査員を除く）（検査主幹が指定） ○（4条予算の場合）すべての案件について施工課以外が検査（直接検査員を除く）（検査主幹が指定）		○工事検査実施書 ○工事検査報告書（一部省略規定有）	○工事検査規程 ○工事検査取扱要領

⑤ 総合評価方式の場合の入札契約方法

総合評価方式の場合の入札契約方法に係る業務フローは、次のとおりである。

業務フロー（総合評価方式）

実施事項	担当部署	内容	詳細	関連資料	関連規程
起案	起工課（技術部であることが多い）	会計システムに入力したものをもとに起工書を出力	○設計のために参考見積りを徴取。原則3者以上から徴取	○工事（業務委託）起工書【予定負担行為何書】 ○設計書（金抜き） ○仕様書	
設計内容の検証（審査）	工事所管課（浄水計画課、施設管理課、工務課）	改良工事及び1,000万円を超える修繕工事は工事所管課が設計の内容を検証（審査）			
供覧（合議）	経営企画課 経営管理係	起工工事が予算要求されたものであるか、金額が予算要求から超過、大幅な減額となっていないか、複数年工事においては、適切な債務負担行為が設定されているかなどを確認			
供覧（合議）	総務課 契約係	起案担当、工事名、工事期間等を確認			
契約の相手方の選定について審議	競争入札参加者選定審査（部）会	公告条件、個別要件などのチェック	○総合評価方式による入札を行う工事か否かを審議 ○見積りの結果（業者数）から地元要件を入れるかどうかの検討をする ○調査基準価格及び失格基準価格を設定		
審査（部）会 決裁	総務課 契約係	審議した内容を（部）会長の決裁を起案			
総合評価委員会による審議	総合評価委員会	点数など技術としての視点で確認		○入札説明書等	阪神水道企業団総合評価方式実施要綱
公告	総務課 契約係			○公告資料 ○仕様書 ○設計書（金抜き） ○入札説明書	
予定価格の設定	総務課 契約係	金入り設計書を基に、技術部長に作成を依頼		○金入り設計書	
最低制限価格の設定	総務課 契約係	金入り設計書を基に最低制限価格を設定		○金入り設計書	
参加申込の受付	総務課 契約係			○参加申込書、実績等	
入札・開札	総務課 契約係			○入札書、内訳書	
評価点の案作成	総務課 契約係				

（次のページに続く）

実施事項	担当部署	内容	詳細	関連資料	関連規程
総合評価委員会による審議	総合評価委員会	点数など技術としての視点で確認	○技術提案型、施工計画評価型は、技術提案、施工計画部分については委員が採点を行い、実績等は事務局で案を作成し、加算点について委員会で決定 ○施工能力評価型に関しては、事務局で案を作成し、加算点について委員会で決定	○提案書 ○加算点表	阪神水道企業団総合評価方式実施要綱
事後審査	総務課 契約係	入札参加資格を満たしているかについて審査		○事後審査チェックリスト ○電子入札システム上の資料 ○内訳書 ○条件付き一般競争入札参加申込書（様式第1号） ○同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第2号） ○建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第4号）	
供覧	総務課 契約係	供覧は電子決裁後の処理にて行う	○令和7年度以降、決裁を行うようになった ○本庁技術部はメールにて送付	○契約書 ○負担行為伺書（ゼロ債務案件では契約締結供覧） ○入札経過表	
検査	検査主幹： 施設管理課長 （事務手続き：企画係）	すべての案件について施工課以外が検査（直接検査員を除く）（検査主幹が指定）		○工事検査実施書 ○工事検査報告書	○工事検査規程 ○工事検査取扱要領

第5 監査の結果及び意見（総括）

1. 不正はなぜ起こるのか

「不正はなぜ起こるのか」という問いに対して、「不正のトライアングル」の考えを紹介したい。この「不正のトライアングル」とは、アメリカの犯罪学者ドナルド・R・クレッシー（Donald Ray Cressey）が提唱した理論であり、①不正行為を実行しようとする心理的な原因である「動機」、②不正行為を実行できる環境である「機会」、③自身の不正行為の実行を都合良く理由づけ容認する「正当化」の3つの要因が全てそろった時に発生するとされている。

役所組織では、よく「性善説に基づいて信頼のもと業務をしている」という話を聞くことがある。悪い人間はいないというものである。しかし、過去に入札不正のあった事例では、当該自治体の厳しい予算制約のもと、予定価格内で業務を事業者を受注してもらうために、良かれと思って予定価格を事業者伝えて入札に応じてもらったというケースもある。組織への貢献というのが「動機」になり、「組織のためなので良いだろう」という「自己正当化」である。それに加えて、不正リスクに対応し、内部統制が整備されておらず、不正を働く「機会」があれば不正のトライアングルは完成する。

このように仕事熱心な「良い人」に見えても、不正に関わる可能性はある。不正のトライアングルの考え方は「良い人」を「悪い人」に変えないために重要な概念であり、不正のトライアングルに留意して、「組織風土」と「不正リスクに対応した内部統制」の構築に努められたい。

不正のトライアングル

①動機

不正行為を実行しようとする心理的な原因

（例：借金返済、ギャンブル、組織からのプレッシャー、組織への貢献）

②機会

不正行為を実行できる環境

（例：職務分掌が不十分、内部統制の上位職、内部統制の無視）

③自己正当化

自身の不正行為の実行を都合良く理由づけ容認すること

（例：〇〇のため、これくらいいいだろう、組織への「貸し」の気持ち）

2. 不正リスクに対応した内部統制（業務フロー及び組織風土）及び人員体制の見直し

不正リスクに対応した内部統制（業務フロー及び組織風土）については、個別の監査の結果及び意見を踏まえて、次のとおり取りまとめた。

不正リスクに対応した内部統制

リスク	対応策	関連する 監査意見
参加者数が少なく、競争性が十分に発揮されない、又は、入札が不成立となるリスク	地域要件の緩和	意見 11
	入札情報のプッシュ配信	意見 12
予定価格以下での入札者がなく、又は、最低制限価格未滿の入札者が多く、入札が不成立となるリスク	見積り依頼範囲の見直し（直接工事費のみの依頼）	意見 3
	適正な歩掛の採用	意見 4
	見積書の依頼先選定の透明化	意見 5
	透明性の高い見積り依頼	意見 6・7
	透明性の高い見積り受領	意見 8
	予定価格及び最低制限価格の積算に係る事後審査の強化等	意見 9～10
設計金額等が不適切に流出するリスク	最低制限価格制度の見直し（低入札価格調査制度の導入）	意見 13
	法令遵守、職務倫理保持の職務執行体制の構築	意見 17～21
	事業者との適正な距離の確保	意見 22
	業者から要求を受けた場合の記録化に係る規則整備	意見 17～21
	積算、入札、審査の職務分掌	意見 9～10
	透明性の高い入札・不落随意契約の運用	結果 17
	回議書ファイルの取扱いの厳格化	意見 17～21
	入札執行状況のモニタリング	意見 9～10
入札参加業者が入札内容の調整を行うリスク	犯罪が疑われる場合の関係諸機関への告発	意見 17～21
	電子入札の導入	該当なし
	犯罪が疑われる場合の関係諸機関への告発	該当なし

特に、入札不正が起こる機会は、入札参加者数が少なく、競争性が発揮されないことによるものが多くを占めると考えられるため、入札参加者数を増やすことを組織の重要な課題と認識し、本監査の結果及び意見への対応に留まらず、引き続きの取組に期待したい。

また、予定価格以下での入札者がなく、又は、最低制限価格未満の入札者が多く、入札が不成立となるリスクも不正リスクにつながり得る。見積りの依頼や受領方法、予定価格及び最低制限価格の積算の公正さを高める取組はもちろんのこと、低入札価格調査制度も試験的に実施しながら、特に最低制限価格未満の入札者（失格者）が多い現状について一層の対応を進められたい。

さらに、設計金額等が不適切に流出するリスクへの対応については、「不正を絶対に再発させない」という組織風土の浸透を中心に、今後の取組に期待したい。

そして、今後、企業団の非常に大きな重要な課題と考えられるのが、事後審査体制の強化である。

この点、現状、事後審査型条件付き一般競争入札の場合、事後審査決裁時において、事業者より提出された設計書の内訳書に基づき、適正な積算によって入札価格が設定されているか否か、入札価格との間に不自然さはないか等の確認が行われているところである。ただし、事業者から提出された内訳書（設計書）の内容について、起工課が検証しており、発注担当部署以外の第三者によって検証されていない。

今後、第三者による検証を期待したいが、現状、事後審査を担っている総務課契約係は常勤職員2名及び短時間勤務の再任用職員1名の体制であり、また、いずれも事務職員であるため、技術的観点での検証を十分に行うことが難しい面も見受けられる。

事後審査は、設計積算・入札契約制度の信頼性を確保するために、企業団内において非常に重要な役割を担っている。事後審査を適正に行うことは、すなわち、設計積算・入札契約制度を適正に運用していることの説明責任を果たすことにも繋がると考えられる。

そこで、事後審査の重要性を再度、認識を強くし、十分な審査が可能な体制に向けた増強を検討されたい。

3. 絶えず見直し続け、自律的に健全さを保ち続けられる組織に向かって

不正リスク等に適切に対応するための内部統制には「固定化された正解」はない。内部統制制度が導入されて長い年数が経つ民間企業においても、内部統制は常に揺れ動き、変化してきている。

企業団が組織の健全さを自律的に維持し続けるためには、検証と対応を絶えず行う必要がある。この絶えず検証と対応を行う体制については、令和7年度から企業団において導入されている内部統制の推進部局に、その非常に重要な役割（行司役）を期待したい。

第6 個別サンプルに係る監査の結果及び意見（個別事項）

1. 収益的収支予算における工事請負契約（修繕工事）

（1）概要

収益的収支予算における工事請負契約（修繕工事）に関し、次の基準によって検証対象の個別サンプルを選定した。

サンプル選定基準（修繕工事）

- 落札率が98%以上
- 入札参加者のうち、最低制限価格未満の入札による失格者の割合が高い場合（例：入札参加者3者のうち失格者2者以上、入札参加者5者のうち失格者3者以上、ほか失格者が入札参加者の半数以上など）
- 金額的重要性が高いもの

これらの基準に該当した案件について、予定価格及び最低制限価格の積算から入札、契約、工事完了に係る一連の資料を閲覧した。このうち、特に企業団職員に対するヒアリング等による追加検証が必要と認められた案件は、次頁の表のとおりである

追加検証の対象とした収益的収支予算における工事請負契約（修繕工事）

サンプル No.	所管部署	工事名	入札契約方法	請負金額	予定価格	落札率	入札参加者数
1	浄水管理事務所	導送配水ポンプ用電動機二次回路点検整備工事	条件一般 (電子)	8,030,000	7,300,000	100.00%	2
2	浄水管理事務所	活性炭吸着槽下部整流装置整備工事	条件一般 (電子)	128,700,000	117,200,000	99.83%	1
3	浄水管理事務所	Ⅲ系中間ポンプ修理工事	緊急随契	1,078,000	980,000	100.00%	1
4	送水センター	西宮ポンプ場次亜塩素酸ナトリウム注入設備修理工事	条件一般 (電子)	3,300,000	3,000,000	100.00%	1
5	送水センター	送水ポンプ用電動機二次回路点検整備工事	条件一般 (電子)	2,530,000	2,300,000	100.00%	2
6	送水センター	送水ポンプ点検整備工事	条件一般 (電子)	6,270,000	5,750,000	99.13%	1
7	浄水管理事務所	薬品注入設備流量計修理工事	条件一般 (電子)	5,665,000	5,740,000	89.72%	5
8	浄水管理事務所	導送配水ポンプ用電動機及び空気冷却器点検整備工事	条件一般 (電子)	33,990,000	31,000,000	99.68%	2
9	浄水管理事務所	配電設備点検整備工事	条件一般 (電子)	78,540,000	71,400,000	100.00%	1
10	浄水管理事務所	排水池設備用逆止弁修理工事	条件一般 (電子)	3,300,000	3,000,000	100.00%	1
11	浄水管理事務所	取水管理橋塗装工事	条件一般 (電子)	104,500,000	95,380,000	99.60%	14
12	水質試験所	排気ガスフィルターボックス及び洗浄装置点検整備工事	条件一般 (郵便)	1,782,000	1,630,000	99.39%	1
13	浄水管理事務所	空気圧縮機修理工事	条件一般 (郵便)	4,400,000	4,020,000	99.50%	1
14	浄水管理事務所	薬品貯蔵槽点検工事	条件一般 (郵便)	14,916,000	13,560,000	100.00%	1
15	浄水管理事務所	定液位槽防液堤修理工事	条件一般 (郵便)	4,763,000	4,330,000	100.00%	1
16	浄水管理事務所	猪名川浄水場及び尼崎浄水場弁類点検整備工事	条件一般 (電子)	24,200,000	22,080,000	99.64%	1
17	浄水管理事務所	トラックスケール点検整備工事	条件一般 (郵便)	2,310,000	2,100,000	100.00%	1
18	浄水管理事務所	排水処理棟屋内外排水ポンプ修理工事	条件一般 (郵便)	1,441,000	1,310,000	100.00%	3

※：「条件一般」とは条件付き一般競争入札、「緊急随契」とは緊急を要する理由のための随意契約を意味する。

(2) 監査の結果及び意見（個別事項）

i) サンプル No. 1 導送配水ポンプ用電動機二次回路点検整備工事

案件概要

所管部署	浄水管理事務所
入札契約方式	条件付き一般競争入札（電子）
地域要件（個別資格要件）	制限なし
予定価格（税抜）	7,300,000 円
最低制限価格（税抜）	6,555,000 円
落札金額（税抜）	7,300,000 円
落札率	100%
入札参加業者数	2 者
備考	

入札経過

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	(株) 豊電機工業所	7,300,000 円	落札
2	(株) 明西エンジニアリング	9,000,000 円	予定価格超過

個別に監査の結果又は意見とすべき事項は見受けられなかった。

ii) サンプル No. 2 活性炭吸着槽下部整流装置整備工事

案件概要

所管部署	浄水管理事務所
入札契約方式	条件付き一般競争入札（電子）
地域要件（個別資格要件）	制限なし
予定価格（税抜）	117,200,000 円
最低制限価格（税抜）	105,480,000 円
落札金額（税抜）	117,000,000 円
落札率	99.83%
入札参加業者数	1 者
備考	

入札経過

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	クボタ環境エンジニアリング(株) 大阪支社	117,000,000 円	落札

個別に監査の結果又は意見とすべき事項は見受けられなかった。

iii) サンプル No. 3 III系中間ポンプ修理工事

案件概要

所管部署	浄水管理事務所
入札契約方式	緊急随意契約
地域要件（個別資格要件）	制限なし
予定価格（税抜）	980,000 円
最低制限価格（税抜）	設定なし
落札金額（税抜）	980,000 円
落札率	100%
入札参加業者数	1 者
備考	

入札経過

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	朝日企業（株）	980,000 円	

個別に監査の結果又は意見とすべき事項は見受けられなかった。

iv) サンプル No. 4 西宮ポンプ場次亜塩素酸ナトリウム注入設備修理工事

案件概要

所管部署	送水センター
入札契約方式	条件付き一般競争入札（電子）
地域要件（個別資格要件）	制限なし
予定価格（税抜）	3,000,000 円
最低制限価格（税抜）	2,652,000 円
落札金額（税抜）	3,000,000 円
落札率	100%
入札参加業者数	1 者
備考	

入札経過

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	月島ジェイアクアサービス機器 （株）西日本営業所	3,000,000 円	落札

個別に監査の結果又は意見とすべき事項は見受けられなかった。

v) サンプル No. 5 送水ポンプ用電動機二次回路点検整備工事

案件概要

所管部署	送水センター
入札契約方式	条件付き一般競争入札（電子）
地域要件（個別資格要件）	制限なし
予定価格（税抜）	2,300,000 円
最低制限価格（税抜）	2,060,000 円
落札金額（税抜）	2,300,000 円
落札率	100%
入札参加業者数	2 者
備考	

入札経過

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	（株）豊電機工業所	2,300,000 円	落札
2	（株）明西エンジニアリング	2,550,000 円	予定価格超過

個別に監査の結果又は意見とすべき事項は見受けられなかった。

vi) サンプル No. 6 送水ポンプ点検整備工事

案件概要

所管部署	送水センター
入札契約方式	条件付き一般競争入札（電子）
地域要件（個別資格要件）	制限なし
予定価格（税抜）	5,750,000 円
最低制限価格（税抜）	5,161,000 円
落札金額（税抜）	5,700,000 円
落札率	99.13%
入札参加業者数	1 者
備考	

入札経過

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	新菱工業（株）関西支店	5,700,000 円	落札

個別に監査の結果又は意見とすべき事項は見受けられなかった。

vii) サンプル No. 7 薬品注入設備流量計修理工事

案件概要

所管部署	浄水管理事務所
入札契約方式	条件付き一般競争入札（電子）
地域要件（個別資格要件）	制限なし
予定価格（税抜）	5,740,000 円
最低制限価格（税抜）	5,048,000 円
落札金額（税抜）	5,150,000 円
落札率	89.72%
入札参加業者数	5 者
備考	

入札経過

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	（株）宝塚電業社	5,150,000 円	落札
2	井上（株）	7,460,000 円	予定価格超過
3	関西日立（株）	4,940,000 円	失格（最低制限価格未満）
4	西川計測（株）	4,978,000 円	失格（最低制限価格未満）
5	アズビル（株）	4,980,000 円	失格（最低制限価格未満）

個別に監査の結果又は意見とすべき事項は見受けられなかった。

viii) サンプル No. 8 導送配水ポンプ用電動機及び空気冷却器点検整備工事

案件概要

所管部署	浄水管理事務所
入札契約方式	条件付き一般競争入札（電子）
地域要件（個別資格要件）	制限なし
予定価格（税抜）	31,000,000 円
最低制限価格（税抜）	27,900,000 円
落札金額（税抜）	30,900,000 円
落札率	99.68%
入札参加業者数	2 者
備考	

入札経過 1 回目

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	（株）明西エンジニアリング	34,500,000 円	予定価格超過
2	（株）豊電機工業所	36,000,000 円	予定価格超過

入札経過 2 回目

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	（株）明西エンジニアリング	34,250,000 円	予定価格超過
2	（株）豊電機工業所		辞退

入札経過 3 回目

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	（株）明西エンジニアリング	30,900,000 円	不落随契

① 不落随意契約の適正な情報開示について【結果 1】

入札結果として、3 回目の入札において落札されたというように情報開示されているが、実態は 2 回目の入札において最低価格を入札した事業者との不落随意契約である。

3 回目入札で落札されたような誤認をもたらす入札結果の開示方法を改め、不落随意契約として適正に情報開示されたい。

ix) サンプル No. 9 配電設備点検整備工事

案件概要

所管部署	浄水管理事務所
入札契約方式	条件付き一般競争入札（電子）
地域要件（個別資格要件）	制限なし
予定価格（税抜）	71,400,000 円
最低制限価格（税抜）	64,260,000 円
落札金額（税抜）	71,400,000 円
落札率	100%
入札参加業者数	1 者
備考	

入札経過 1 回目

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	関西日立（株）	80,000,000 円	予定価格超過

入札経過 2 回目

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	関西日立（株）	79,000,000 円	予定価格超過

入札経過 3 回目

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	関西日立（株）	71,400,000 円	不落随契

① 不落随意契約の適正な情報開示について【結果2】

【結果1】と同様に、入札結果として、3 回目の入札において落札されたというように情報開示されているが、実態は2 回目の入札において最低価格を入札した事業者との不落随意契約である。

3 回目入札で落札されたような誤認をもたらす入札結果の開示方法を改め、不落随意契約として適正に情報開示されたい。

x) サンプル No. 10 排水池設備用逆止弁修理工事

案件概要

所管部署	浄水管理事務所
入札契約方式	条件付き一般競争入札（電子）
地域要件（個別資格要件）	制限なし
予定価格（税抜）	3,000,000 円
最低制限価格（税抜）	2,696,000 円
落札金額（税抜）	3,000,000 円
落札率	100%
入札参加業者数	1 者
備考	

入札経過

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	（株）大和工業所	3,000,000 円	落札

① 廃材処分費の適正な積算について【結果 3】

予定価格の積算に際して、企業団が作成している設計書明細書において廃材処分費「見 10,000」と記載されており、見積りによっているように表記されているところである。しかし、その見積り根拠について確認したところ、実際には当該廃材処分費は、事業者から入手した正規の見積書に基づくものではなく、事業者に対して、概算でも良いとの条件で費用の提示を依頼したところ、電話回答のみで回答を得た金額であるとのことであった。そのため、廃材処分費の見積りの根拠資料は保存されていなかった。

廃材処分費については、兵庫県が「建設副産物受入価格」として公表しているデータがあるなど、見積りに依らずして積算可能であると考えられるため、公正な予定価格及び最低制限価格のために、公表データに基づいて積算されたい。

xi) サンプル No. 11 取水管理橋塗装工事

案件概要

所管部署	浄水管理事務所
入札契約方式	条件付き一般競争入札（電子）
地域要件（個別資格要件）	制限なし
予定価格（税抜）	95,380,000 円
最低制限価格（税抜）	85,842,000 円
落札金額（税抜）	95,000,000 円
落札率	99.60%
入札参加業者数	14 者
備考	

入札経過 1回目

No.	業者名称	入札金額 (税抜)	摘要
1	(株) 大永建設	130,897,000 円	予定価格超過
2	(株) オージー塗装工事	43,038,000 円	失格 (最低制限価格未満)
3	(株) オーパス	59,550,000 円	失格 (最低制限価格未満)
4	西野建設工業 (株)	63,720,000 円	失格 (最低制限価格未満)
5	(株) 杉建設	68,150,000 円	失格 (最低制限価格未満)
6	リフレックス (株)	69,700,000 円	失格 (最低制限価格未満)
7	西浩建設 (株)	72,720,000 円	失格 (最低制限価格未満)
8	中川 (株)	74,000,000 円	失格 (最低制限価格未満)
9	(株) 上野山塗工所	79,000,000 円	失格 (最低制限価格未満)
10	大阪塗工 (株)	80,900,000 円	失格 (最低制限価格未満)
11	関西土建 (株)	81,775,000 円	失格 (最低制限価格未満)
12	(株) ソトムラ	81,847,000 円	失格 (最低制限価格未満)
13	(株) ライブアップ	85,400,000 円	失格 (最低制限価格未満)
14	弘建設 (株)		辞退

入札経過 2回目

No.	業者名称	入札金額 (税抜)	摘要
1	(株) 大永建設	120,000,000 円	予定価格超過

入札経過 3回目

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	(株) 大永建設	95,000,000 円	不落随契

① 不落随意契約の適正な情報開示について【結果4】

【結果1】と同様に、入札結果として、3回目の入札において落札されたというように情報開示されているが、実態は2回目の入札において最低価格を入札した事業者との不落随意契約である。

3回目入札で落札されたような誤認をもたらす入札結果の開示方法を改め、不落随意契約として適正に情報開示されたい。

xii) サンプル No. 12 排気ガスフィルターボックス及び洗浄装置点検整備工事

案件概要

所管部署	水質試験所
入札契約方式	条件付き一般競争入札（郵便）
地域要件（個別資格要件）	制限なし
予定価格（税抜）	1,630,000 円
最低制限価格（税抜）	設定なし
落札金額（税抜）	1,620,000 円
落札率	99.39%
入札参加業者数	1 者
備考	

入札経過 1回目

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	千代田興産（株）大阪支店	1,660,000 円	予定価格超過

入札経過 2回目

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	千代田興産（株）大阪支店	1,620,000 円	落札

個別に監査の結果又は意見とすべき事項は見受けられなかった。

x iii) サンプル No. 13 空気圧縮機修理工事

案件概要

所管部署	浄水管理事務所
入札契約方式	条件付き一般競争入札（郵便）
地域要件（個別資格要件）	制限なし
予定価格（税抜）	4,020,000 円
最低制限価格（税抜）	3,611,000 円
落札金額（税抜）	4,000,000 円
落札率	99.50%
入札参加業者数	1 者
備考	

入札経過

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	（株）日立産機システム関西支社	4,000,000 円	落札

個別に監査の結果又は意見とすべき事項は見受けられなかった。

x iv) サンプル No. 14 薬品貯蔵槽点検工事

案件概要

所管部署	浄水管理事務所
入札契約方式	条件付き一般競争入札（郵便）
地域要件（個別資格要件）	制限なし
予定価格（税抜）	13,560,000 円
最低制限価格（税抜）	12,204,000 円
落札金額（税抜）	13,560,000 円
落札率	100%
入札参加業者数	1 者
備考	

入札経過 1回目

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	月島ジェイアクアサービス機器 （株）西日本営業所	14,700,000 円	予定価格超過

入札経過 2回目

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	月島ジェイアクアサービス機器 （株）西日本営業所	14,500,000 円	予定価格超過

入札経過 3回目

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	月島ジェイアクアサービス機器 （株）西日本営業所	13,560,000 円	不落随契

① 不落随意契約の適正な情報開示について【結果5】

【結果1】と同様に、入札結果として、3回目の入札において落札されたというように情報開示されているが、実態は2回目の入札において最低価格を入札した事業者との不落随意契約である。

3回目入札で落札されたような誤認をもたらす入札結果の開示方法を改め、不落随意契約として適正に情報開示されたい。

x v) サンプル No. 15 定液位槽防液堤修理工事

案件概要

所管部署	浄水管理事務所
入札契約方式	条件付き一般競争入札（郵便）
地域要件（個別資格要件）	制限なし
予定価格（税抜）	4,330,000 円
最低制限価格（税抜）	3,882,000 円
落札金額（税抜）	4,330,000 円
落札率	100%
入札参加業者数	1 者
備考	

入札経過 1回目

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	西本建設（株）	4,850,000円	予定価格超過

入札経過 2回目

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	西本建設（株）	4,700,000円	予定価格超過

入札経過 3回目

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	西本建設（株）	4,330,000円	不落随契

① 不落随意契約の適正な情報開示について【結果6】

【結果1】と同様に、入札結果として、3回目の入札において落札されたというように情報開示されているが、実態は2回目の入札において最低価格を入札した事業者との不落随意契約である。

3回目入札で落札されたような誤認をもたらす入札結果の開示方法を改め、不落随意契約として適正に情報開示されたい。

x vi) サンプル No. 16 猪名川浄水場及び尼崎浄水場弁類点検整備工事

案件概要

所管部署	浄水管理事務所
入札契約方式	条件付き一般競争入札（電子）
地域要件（個別資格要件）	制限なし
予定価格（税抜）	22,080,000円
最低制限価格（税抜）	19,872,000円
落札金額（税抜）	22,000,000円
落札率	99.64%
入札参加業者数	1者
備考	

入札経過

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	（株）前澤エンジニアリングサー ビス大阪営業所	22,000,000 円	落札

① 廃材処分費の適正な積算について【結果 7】

【結果 3】と同様に、予定価格の積算に際して、企業団が作成している設計書明細書において廃材処分費「見 45,000」と記載されている点について、事業者から入手した正規の見積書に基づくものではなく、電話回答のみで回答を得た金額であるとのことであった。また、廃材処分費の見積りの根拠資料は保存されていなかった。

廃材処分費については、兵庫県が「建設副産物受入価格」として公表しているデータがあるなど、見積りに依らずして積算可能であると考えられるため、公正な予定価格及び最低制限価格のために、公表データに基づいて積算されたい。

x vii) サンプル No. 17 トラックスケール点検整備工事

案件概要

所管部署	浄水管理事務所
入札契約方式	条件付き一般競争入札（郵便）
地域要件（個別資格要件）	制限なし
予定価格（税抜）	2,100,000 円
最低制限価格（税抜）	設定なし
落札金額（税抜）	2,100,000 円
落札率	100%
入札参加業者数	1 者
備考	

入札経過

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	クボタ環境エンジニアリング(株) 大阪支社	2,100,000 円	落札

個別に監査の結果又は意見とすべき事項は見受けられなかった。

x viii) サンプル No. 18 排水処理棟屋内外排水ポンプ修理工事

案件概要

所管部署	浄水管理事務所
入札契約方式	条件付き一般競争入札（郵便）
地域要件（個別資格要件）	制限なし
予定価格（税抜）	1,310,000 円
最低制限価格（税抜）	設定なし
落札金額（税抜）	1,310,000 円
落札率	100%
入札参加業者数	3 者
備考	

入札経過

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	（株）大成電機工業所	1,310,000 円	落札
2	（株）中の島商会	1,580,000 円	予定価格超過
3	信和電気計装（株）	2,680,000 円	予定価格超過

個別に監査の結果又は意見とすべき事項は見受けられなかった。

2. 資本的収支予算における工事請負契約（改良工事）

（1）概要

資本的収支予算における工事請負契約（改良工事）に関し、次の基準によって検証対象の個別サンプルを選定した。

サンプル選定基準（改良工事）

- 落札率が 98%以上
- 入札参加者のうち、最低制限価格未滿の入札による失格者の割合が高い場合（例：入札参加者 3 者のうち失格者 2 者以上、入札参加者 5 者のうち失格者 3 者以上、ほか失格者が入札参加者の半数以上など）
- 低価格による入札のもの（例：落札率 50%未滿）
- 金額的重要性が高いもの

これらの基準に該当した案件について、予定価格及び最低制限価格の積算から入札、契約、工事完了に係る一連の資料を閲覧した。このうち、特に企業団職員に対するヒアリング等による追加検証が必要と認められた案件は、次頁の表のとおりである。

追加検証の対象とした資本的収支予算における工事請負契約（改良工事）

サンプル No.	工事名	所管部署	入札契約方法	請負金額 (税込)	予定価格 (税抜)	落札率	入札参加者数
1	管路更新事業（3期甲東）（週休2日制適用工事）	工務課	条件一般（電子）	2,955,700,000	2,808,650,000	95.67%	1
2	猪名川浄水場 III系中間ポンプ歯車減速機取替工事	浄水管理事務所	特命随契	22,770,000	20,700,000	100.00%	1
3	本庁舎改修工事その2（週休2日制適用工事）	工務課	条件一般（電子）	434,500,000	406,000,000	97.29%	1
4	テレメータ設備取替工事	施設管理課	条件一般（電子）	577,500,000	527,900,000	99.45%	1
5	猪名川浄水場 配水6号ポンプ取替工事	浄水管理事務所	条件一般（電子）	478,500,000	439,900,000	98.89%	1
6	本庁舎改修工事その2に伴う省エネ化工事（週休2日制適用工事）	工務課	条件一般（電子）	363,000,000	352,400,000	93.64%	1
7	猪名川浄水場 場内流量計取替工事	浄水管理事務所	条件一般（電子）	20,097,000	20,520,000	89.04%	4
8	センター設備取替工事	施設管理課	条件一般（電子）	3,080,000,000	3,119,400,000	89.76%	2
9	配水流量計取替工事	施設管理課	条件一般（電子）	84,700,000	77,110,000	99.86%	1
10	甲東ポンプ場配水A-2号回転数制御装置取替工事	送水センター	条件一般（電子）	209,000,000	206,300,000	92.10%	1
11	情報通信設備取替工事	施設管理課	条件一般（郵便）	126,500,000	116,600,000	98.63%	1
12	猪名川浄水場改修工事その3（機械電気設備）	浄水管理事務所	条件一般（電子）	1,579,600,000	1,436,500,000	99.97%	1
13	淀川取水場 浸水対策パネル設置工事	浄水計画課	条件一般（電子）	5,027,000	4,680,000	97.65%	3
14	送水センター無停電電源装置取替工事	送水センター	条件一般（電子）	137,500,000	137,600,000	90.84%	5
15	管路更新事業（3期芦部谷）その3	工務課	条件一般（電子）	1,696,200,000	1,760,480,000	87.59%	5
16	電食防止施設整備工事（新高）	工務課	条件一般（電子）	59,950,000	54,670,000	99.69%	2
17	制御機器用冷却装置取替工事	浄水管理事務所	条件一般（郵便）	1,914,000	1,760,000	98.86%	2
18	甲東ポンプ場次亜塩素酸ナトリウム注入設備取替工事	送水センター	条件一般（電子）	748,000,000	689,600,000	98.61%	1
19	猪名川浄水場 III系ろ過池洗浄設備取替工事	浄水管理事務所	条件一般（電子）	440,000,000	404,000,000	99.01%	1
20	大道取水場 特高受変電設備更新事業	浄水管理事務所	条件一般（電子）	2,090,000,000	1,909,200,000	99.52%	1

※：「条件一般」とは条件付き一般競争入札、「特命随契」とは特命随意契約を意味する。

(2) 監査の結果及び意見（個別事項）

i) サンプルNo. 1 管路更新事業（3期甲東）（週休2日制適用工事）

案件概要

所管部署	工務課
入札契約方式	条件付き一般競争入札（電子）
地域要件（個別資格要件）	制限なし
予定価格（税抜）	2,808,650,000円
最低制限価格（税抜）	2,444,164,000円
落札金額（税抜）	2,687,000,000円
落札率	95.67%
入札参加業者数	1者
備考	

入札経過

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	JFEエンジニアリング（株）大阪支店	2,687,000,000円	落札

個別に監査の結果又は意見とすべき事項は見受けられなかった。

II) サンプルNo. 2 猪名川浄水場 III系中間ポンプ歯車減速機取替工事

案件概要

所管部署	浄水管理事務所
入札契約方式	特命随意契約
地域要件（個別資格要件）	制限なし
予定価格（税抜）	20,700,000円
最低制限価格（税抜）	設定なし
落札金額（税抜）	20,700,000円
落札率	100%
入札参加業者数	1者
備考	

入札経過

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	朝日企業（株）	20,700,000円	

個別に監査の結果又は意見とすべき事項は見受けられなかった。

iii) サンプル No. 3 本庁舎改修工事その2（週休2日制適用工事）

案件概要

所管部署	工務課
入札契約方式	条件付き一般競争入札（電子）
地域要件（個別資格要件）	制限なし
予定価格（税抜）	406,000,000円
最低制限価格（税抜）	365,400,000円
落札金額（税抜）	395,000,000円
落札率	97.29%
入札参加業者数	1者
備考	

入札経過

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	（株）明和工務店	395,000,000円	落札

個別に監査の結果又は意見とすべき事項は見受けられなかった。

iv) サンプル No. 4 テレメータ設備取替工事

案件概要

所管部署	施設管理課
入札契約方式	条件付き一般競争入札（電子）
地域要件（個別資格要件）	制限なし
予定価格（税抜）	527,900,000 円
最低制限価格（税抜）	449,178,000 円
落札金額（税抜）	525,000,000 円
落札率	99.45%
入札参加業者数	1 者
備考	

入札経過 1 回目

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	協和テクノロジズ（株）兵庫営業所	549,800,000 円	予定価格超過

入札経過 2 回目

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	協和テクノロジズ（株）兵庫営業所	539,500,000 円	予定価格超過

入札経過 3 回目

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	協和テクノロジズ（株）兵庫営業所	525,000,000 円	落札（※）

※：本件は、本来「不落随契」と記載すべきところ、「落札」と誤記載した事案である。

① 不落随意契約の適正な情報開示について【結果 8】

【結果 1】と同様に、入札結果として、3 回目の入札において落札されたというように情報開示されているが、実態は 2 回目の入札において最低価格を入札した事業者との不落随意契約である。

3 回目入札で落札されたような誤認をもたらす入札結果の開示方法を改め、不落随意契約として適正に情報開示されたい。

v) サンプル No. 5 猪名川浄水場 配水6号ポンプ取替工事

案件概要

所管部署	浄水管理事務所
入札契約方式	条件付き一般競争入札（電子）
地域要件（個別資格要件）	制限なし
予定価格（税抜）	439,900,000円
最低制限価格（税抜）	374,367,000円
落札金額（税抜）	435,000,000円
落札率	98.89%
入札参加業者数	1者
備考	

入札経過 1回目

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	（株）クボタ	445,000,000円	予定価格超過

入札経過 2回目

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	（株）クボタ	435,000,000円	落札

① 入札参加者数の増加に向けて【意見1】

本件は、既設ポンプの取替工事であり、設備そのものを入れ替えるため、既設メーカー以外の参入が可能な事案である。

しかし、結果として1者入札に留まっているため、ほかに対応が可能なポンプメーカーなど、事業者が広く入札参加しやすいような工夫ができるかなど、入札参加者数の増加に向けて不断の検討が望まれる。

vi) サンプル No. 6 本庁舎改修工事その2に伴う省エネ化工事(週休2日制適用工事)

案件概要

所管部署	工務課
入札契約方式	条件付き一般競争入札(電子)
地域要件(個別資格要件)	制限なし
予定価格(税抜)	352,400,000円
最低制限価格(税抜)	317,160,000円
落札金額(税抜)	330,000,000円
落札率	93.64%
入札参加業者数	1者
備考	

入札経過

No.	業者名称	入札金額(税抜)	摘要
1	(株)明和工務店	330,000,000円	落札

個別に監査の結果又は意見とすべき事項は見受けられなかった。

vii) サンプル No. 7 猪名川浄水場 場内流量計取替工事

案件概要

所管部署	浄水管理事務所
入札契約方式	条件付き一般競争入札(電子)
地域要件(個別資格要件)	制限なし
予定価格(税抜)	20,520,000円
最低制限価格(税抜)	18,095,000円
落札金額(税抜)	18,270,000円
落札率	89.04%
入札参加業者数	4者
備考	

入札経過

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	西川計測（株）関西支社	18,270,000円	落札
2	井上（株）	19,558,000円	—
3	関西日立（株）	14,540,000円	失格（最低制限価格未満）
4	池田電気（株）	15,200,000円	失格（最低制限価格未満）

個別に監査の結果又は意見とすべき事項は見受けられなかった。

viii) サンプル No. 8 センター設備取替工事

案件概要

所管部署	施設管理課
入札契約方式	条件付き一般競争入札（電子）
地域要件（個別資格要件）	制限なし
予定価格（税抜）	3,119,400,000円
最低制限価格（税抜）	2,655,845,000円
落札金額（税抜）	2,800,000,000円
落札率	89.76%
入札参加業者数	2者
備考	

入札経過

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	三菱電機（株）兵庫支店	2,800,000,000円	落札
2	横河ソリューションサービス（株）	2,637,500,000円	失格（最低制限価格未満）

個別に監査の結果又は意見とすべき事項は見受けられなかった。

ix) サンプル No. 9 配水流量計取替工事

案件概要

所管部署	施設管理課
入札契約方式	条件付き一般競争入札（電子）
地域要件（個別資格要件）	制限なし
予定価格（税抜）	77,110,000 円
最低制限価格（税抜）	68,651,000 円
落札金額（税抜）	77,000,000 円
落札率	99.86%
入札参加業者数	1 者
備考	

入札経過 1 回目

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	西川計測（株）関西支社	79,000,000 円	予定価格超過

入札経過 2 回目

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	西川計測（株）関西支社	78,000,000 円	予定価格超過

入札経過 3 回目

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	西川計測（株）関西支社	77,000,000 円	不落随契

① 不落随意契約の適正な情報開示について【結果 9】

【結果 1】と同様に、入札結果として、3 回目の入札において落札されたというように情報開示されているが、実態は 2 回目の入札において最低価格を入札した事業者との不落随意契約である。

3 回目入札で落札されたような誤認をもたらす入札結果の開示方法を改め、不落随意契約として適正に情報開示されたい。

x) サンプル No. 10 甲東ポンプ場配水A-2号回転数制御装置取替工事

案件概要

所管部署	送水センター
入札契約方式	条件付き一般競争入札（電子）
地域要件（個別資格要件）	制限なし
予定価格（税抜）	206,300,000円
最低制限価格（税抜）	183,262,000円
落札金額（税抜）	190,000,000円
落札率	92.10%
入札参加業者数	1者
備考	

入札経過

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	三菱電機（株）兵庫支店	190,000,000円	落札

個別に監査の結果又は意見とすべき事項は見受けられなかった。

xi) サンプル No. 11 情報通信設備取替工事

案件概要

所管部署	施設管理課
入札契約方式	条件付き一般競争入札（郵便）
地域要件（個別資格要件）	制限なし
予定価格（税抜）	116,600,000円
最低制限価格（税抜）	102,899,000円
落札金額（税抜）	115,000,000円
落札率	98.63%
入札参加業者数	1者
備考	

入札経過 1回目

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	協和テクノロジズ（株）兵庫営業所	129,000,000円	予定価格超過

入札経過 2回目

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	協和テクノロジズ（株）兵庫営業所	115,000,000円	落札

個別に監査の結果又は意見とすべき事項は見受けられなかった。

xii) サンプル No. 12 猪名川浄水場改修工事その3（機械電気設備）

案件概要

所管部署	浄水管理事務所
入札契約方式	条件付き一般競争入札（電子）
地域要件（個別資格要件）	制限なし
予定価格（税抜）	1,436,500,000円
最低制限価格（税抜）	1,244,677,000円
落札金額（税抜）	1,436,000,000円
落札率	99.97%
入札参加業者数	1者
備考	

入札経過 1回目

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	西川計測（株）関西支社	1,480,000,000円	予定価格超過

入札経過 2回目

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	西川計測（株）関西支社	1,470,000,000円	予定価格超過

入札経過 3回目

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	西川計測（株）関西支社	1,436,000,000円	不落随契

① 不落随意契約の適正な情報開示について【結果10】

【結果1】と同様に、入札結果として、3回目の入札において落札されたというように情報開示されているが、実態は2回目の入札において最低価格を入札した事業者との不落随意契約である。

3回目入札で落札されたような誤認をもたらす入札結果の開示方法を改め、不落随意契約として適正に情報開示されたい。

x iii) サンプルNo.13 淀川取水場 浸水対策パネル設置工事

案件概要

所管部署	浄水計画課
入札契約方式	条件付き一般競争入札（電子）
地域要件（個別資格要件）	制限なし
予定価格（税抜）	4,680,000円
最低制限価格（税抜）	4,212,000円
落札金額（税抜）	4,570,000円
落札率	97.65%
入札参加業者数	3者
備考	

入札経過 1回目

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	（株）ソトムラ	5,453,000円	予定価格超過
2	関西土建（株）	5,760,000円	予定価格超過
3	旭建設（株）	3,960,000円	失格（最低制限価格未満）

入札経過 2回目

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	（株）ソトムラ	4,880,000円	予定価格超過
2	関西土建（株）	4,968,000円	予定価格超過

入札経過 3回目

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	(株) ソトムラ	4,570,000 円	落札
2	関西土建 (株)		辞退

① 見積書提出の適切な依頼方法の徹底について【結果 11】

本件の予定価格等の積算に際し、事業者に行った見積り依頼について、本来、「見積依頼書」として文書依頼すべきところ、当時の設計積算マニュアルにおいては見積り徴取方法に関する記載はなく、口頭で行われていた。

見積りの徴取方法については、最新の設計積算マニュアルに沿った見積書提出の依頼方法について徹底されたい。

x iv) サンプル No. 14 送水センター無停電電源装置取替工事

案件概要

所管部署	送水センター
入札契約方式	条件付き一般競争入札（電子）
地域要件（個別資格要件）	制限なし
予定価格（税抜）	137,600,000 円
最低制限価格（税抜）	121,238,000 円
落札金額（税抜）	125,000,000 円
落札率	90.84%
入札参加業者数	5 者
備考	

入札経過

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	千代田興産 (株) 大阪支店	125,000,000 円	落札
2	(株) 兵庫蓄電池	146,000,000 円	予定価格超過
3	柴崎電機工業 (株)	150,200,000 円	予定価格超過
4	神戸電機工業 (株)	195,000,000 円	予定価格超過
5	(株) 鐵興		辞退

個別に監査の結果又は意見とすべき事項は見受けられなかった。

x v) サンプル No. 15 管路更新事業（3期芦部谷）その3

案件概要

所管部署	工務課
入札契約方式	条件付き一般競争入札（電子）
地域要件（個別資格要件）	制限なし
予定価格（税抜）	1,760,480,000円
最低制限価格（税抜）	1,529,326,000円
落札金額（税抜）	1,542,000,000円
落札率	87.59%
入札参加業者数	5者
備考	

入札経過

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	J F Eエンジニアリング（株）大 阪支店	1,542,000,000円	落札
2	大日本土木（株）	1,558,000,000円	—
3	（株）フソウ	1,390,000,000円	失格（最低制限価格 未満）
4	株木建設（株）	1,398,000,000円	失格（最低制限価格 未満）
5	（株）ノバック	1,488,000,000円	失格（最低制限価格 未満）

個別に監査の結果又は意見とすべき事項は見受けられなかった。

x vi) サンプル No. 16 電食防止施設整備工事（新高）

案件概要

所管部署	工務課
入札契約方式	条件付き一般競争入札（電子）
地域要件（個別資格要件）	制限なし
予定価格（税抜）	54,670,000 円
最低制限価格（税抜）	49,203,000 円
落札金額（税抜）	54,500,000 円
落札率	99.69%
入札参加業者数	2 者
備考	

入札経過 1 回目

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	日本防蝕工業（株）	55,550,000 円	予定価格超過
2	（株）ナカボーテック大阪支店	61,580,000 円	予定価格超過

入札経過 2 回目

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	（株）ナカボーテック大阪支店	55,000,000 円	予定価格超過
2	日本防蝕工業（株）	49,000,000 円	失格（最低制限価格未滿）

入札経過 3 回目

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	（株）ナカボーテック大阪支店	54,500,000 円	不落随契

本件工事の契約については、公表資料の記載を見ると 3 回目入札にて契約したように見受けられるが、実際には、3 回目以降は不落随契に移行し、契約締結までに 2 回の見積交渉を行っている。次にその経過を示す。

見積経過 1 回目

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	（株）ナカボーテック大阪支店	54,800,000 円	予定価格超過

見積経過 2回目

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	(株) ナカボーテック大阪支店	54,500,000 円	不落随契

① 不落随意契約の適正な情報開示について【結果 12】

【結果 1】と同様に、入札結果として、3回目の入札において落札されたというように情報開示されているが、実態は2回目の入札において最低価格を入札した事業者との不落随意契約である。

3回目入札で落札されたような誤認をもたらす入札結果の開示方法を改め、不落随意契約として適正に情報開示されたい。

なお、本件において、不落随意契約の手続きにあたって、事業者から提出のあった見積書を見積経過として複数記録されていたが、この見積書の提出方法に関しては、回数制限を設けておらず、事業者は予定価格を下回るまで少しずつ見積金額を下げることによって、予定価格に近い水準で契約することができる。

不落随意契約の運用方法について、見積回数を制限するなど適正な方法に改められたい。

x vii) サンプル No. 17 制御機器用冷却装置取替工事

案件概要

所管部署	浄水管理事務所
入札契約方式	条件付き一般競争入札（郵便）
地域要件（個別資格要件）	構成市（神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市又は宝塚市）に本店又は支店（受任者登録）を有すること。
予定価格（税抜）	1,760,000 円
最低制限価格（税抜）	設定なし
落札金額（税抜）	1,740,000 円
落札率	98.86%
入札参加業者数	2者
備考	

入札経過 1回目

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	（株）中の島商会	2,010,000円	予定価格超過
2	高井工業（株）	2,570,000円	予定価格超過

入札経過 2回目

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	（株）中の島商会	1,890,000円	予定価格超過
2	高井工業（株）	1,990,000円	予定価格超過

入札経過 3回目

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	（株）中の島商会	1,780,000円	予定価格超過
2	高井工業（株）		辞退

入札経過 4回目

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	（株）中の島商会	1,740,000円	不落随契

① 不落随意契約の適正な情報開示について【結果13】

【結果1】と同様に、入札結果として、3回目の入札において落札されたというように情報開示されているが、実態は2回目の入札において最低価格を入札した事業者との不落随意契約である。

3回目入札で落札されたような誤認をもたらす入札結果の開示方法を改め、不落随意契約として適正に情報開示されたい。

x viii) サンプル No. 18 甲東ポンプ場次亜塩素酸ナトリウム注入設備取替工事

案件概要

所管部署	送水センター
入札契約方式	条件付き一般競争入札（電子）
地域要件（個別資格要件）	制限なし
予定価格（税抜）	689,600,000 円
最低制限価格（税抜）	619,926,000 円
落札金額（税抜）	680,000,000 円
落札率	98.61%
入札参加業者数	1 者
備考	

入札経過 1 回目

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	月島ジェイアクアサービス機器 （株）西日本営業所	720,000,000 円	予定価格超過

入札経過 2 回目

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	月島ジェイアクアサービス機器 （株）西日本営業所	700,000,000 円	予定価格超過

入札経過 3 回目

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	月島ジェイアクアサービス機器 （株）西日本営業所	680,000,000 円	不落随契

① 不落随意契約の適正な情報開示について【結果 14】

【結果 1】と同様に、入札結果として、3 回目の入札において落札されたというように情報開示されているが、実態は 2 回目の入札において最低価格を入札した事業者との不落随意契約である。

3 回目入札で落札されたような誤認をもたらす入札結果の開示方法を改め、不落随意契約として適正に情報開示されたい。

x ix) サンプル No. 19 猪名川浄水場 III系ろ過池洗浄設備取替工事

案件概要

所管部署	浄水管理事務所
入札契約方式	条件付き一般競争入札（電子）
地域要件（個別資格要件）	制限なし
予定価格（税抜）	404,000,000 円
最低制限価格（税抜）	344,080,000 円
落札金額（税抜）	400,000,000 円
落札率	99.01%
入札参加業者数	1 者
備考	

入札経過 1 回目

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	朝日企業（株）	416,500,000 円	予定価格超過

入札経過 2 回目

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	朝日企業（株）	410,000,000 円	予定価格超過

入札経過 3 回目

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	朝日企業（株）	400,000,000 円	不落随契

① 不落随意契約の適正な情報開示について【結果 15】

【結果 1】と同様に、入札の結果として落札されたというように情報開示されているが、実態は 2 回目の入札において最低価格を入札した事業者との不落随意契約である。

3 回目入札で落札されたような誤認をもたらす入札結果の開示方法を改め、不落随意契約として適正に情報開示されたい。

x x) サンプル No. 20 大道取水場 特高受変電設備更新事業

案件概要

所管部署	浄水管理事務所
入札契約方式	条件付き一般競争入札（電子）
地域要件（個別資格要件）	制限なし
予定価格（税抜）	1,909,200,000 円
最低制限価格（税抜）	1,272,800,000 円
落札金額（税抜）	1,900,000,000 円
落札率	99.52%
入札参加業者数	1 者
備考	

入札経過 1 回目

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	三菱電機・柄谷工務店 特定建設 工事共同企業体	1,998,000,000 円	予定価格超過

入札経過 2 回目

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	三菱電機・柄谷工務店 特定建設 工事共同企業体	1,970,000,000 円	予定価格超過

入札経過 3 回目

No.	業者名称	入札金額（税抜）	摘要
1	三菱電機・柄谷工務店 特定建設 工事共同企業体	1,900,000,000 円	不落随契

本件工事の契約については、公表資料の記載を見ると 3 回目入札にて契約したように見受けられるが、実際には、3 回目以降は不落随契に移行し、契約締結までに 7 回の見積交渉を行っている。次にその経過を示す。

見積経過 1回目

No.	業者名称	入札金額 (税抜)	摘要
1	三菱電機・柄谷工務店 特定建設 工事共同企業体	1,960,000,000 円	予定価格超過

見積経過 2回目

No.	業者名称	入札金額 (税抜)	摘要
1	三菱電機・柄谷工務店 特定建設 工事共同企業体	1,950,000,000 円	予定価格超過

見積経過 3回目

No.	業者名称	入札金額 (税抜)	摘要
1	三菱電機・柄谷工務店 特定建設 工事共同企業体	1,940,000,000 円	予定価格超過

見積経過 4回目

No.	業者名称	入札金額 (税抜)	摘要
1	三菱電機・柄谷工務店 特定建設 工事共同企業体	1,930,000,000 円	予定価格超過

見積経過 5回目

No.	業者名称	入札金額 (税抜)	摘要
1	三菱電機・柄谷工務店 特定建設 工事共同企業体	1,920,000,000 円	予定価格超過

見積経過 6回目

No.	業者名称	入札金額 (税抜)	摘要
1	三菱電機・柄谷工務店 特定建設 工事共同企業体	1,910,000,000 円	予定価格超過

見積経過 7回目

No.	業者名称	入札金額 (税抜)	摘要
1	三菱電機・柄谷工務店 特定建設 工事共同企業体	1,900,000,000 円	不落随契

① **不落随意契約の適正な情報開示について【結果 16】**

【結果 1】と同様に、入札の結果として落札されたというように情報開示されているが、実態は2回目の入札において最低価格を入札した事業者との不落随意契約である。

3回目入札で落札されたような誤認をもたらす入札結果の開示方法を改め、不落随意契約として適正に情報開示されたい。

なお、本件において、不落随意契約の手続きにあたって、事業者から提出のあった見積書を見積経過として複数記録されていたが、この見積書の提出方法に関しては、回数制限を設けておらず、事業者は予定価格を下回るまで少しずつ見積金額を下げることによって、予定価格に近い水準で契約することができる。

不落随意契約の運用方法について、見積回数を制限するなど適正な方法に改められたい。

② **入札の競争性の一層の発揮に向けたコンサルティング業務の活用について【意見 2】**

本件は、大阪・関西万博の影響による技術者等の不足感があり、1者入札になった可能性が考えられる。

入札参加者数をできる限り多く集め、入札の競争性を発揮させることは、安価な価格での契約に繋がるだけでなく、入札不正のリスクを下げることができる。

本件は、デザインビルド方式 (Design-Build 方式) で発注した案件であり、別途、コンサルティング業務を発注しており、コンサルティング会社の知見を得ながら業務の発注方法等の設計を行ったものである。入札参加者を一定数確保し、入札の競争性を発揮させることは入札不正を防ぐためにも重要性が高い。そのため、入札参加者数が少なかった場合に、その原因と対応策の分析・検討は不断の取組として実施すべきである。本件については、コンサルティング会社の発注支援を受けているため、どのようにしたら、より多くの入札参加者が集められるかについて、コンサルティング会社の知見をより活用しながら、次回以降の同種の発注に資する情報を取りまとめるように、今後、同様に発注支援を受けるときには、コンサルティング業務の発注内容 (仕様等) について配慮されたい。

第7 設計積算・入札契約制度に係る内部統制（諸手続き等）に係る監査の結果及び意見（個別事項）

1. 設計積算方法について

（1）概要

企業団では設計積算マニュアルを策定している。本マニュアルそのものは予定価格及び最低制限価格の積算に係る内容であり、非公表情報であるが、例えば歩掛及び単価の適用について、次のとおり記載されている。

工種を設備工事、土木工事、建築工事、修繕工事、改良工事及び営繕工事の6に区分しており、それぞれの工種に応じて異なる設計積算方法を定めている。

工種区分（設計積算マニュアル抜粋）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○設備工事：主に電気・機械設備を取り扱う工事（改良、修繕とも）○土木工事：土木工事が主体となる工事（改良、修繕とも）○建築工事：建築物の新築、改築、修繕などの工事○修繕工事：経年劣化や不具合により損傷した電気・機械設備、建物などを元の水準、もしくは使用上問題ない程度に復帰させる工事○改良工事：固定資産の新規取得や価値の増加を目的とした工事○営繕工事：建築工事のうち、外壁補修や屋上防水などの修繕工事 |
|---|

出所：阪神水道企業団「設計積算マニュアル」

工種ごとの適用歩掛及び単価については、次頁のとおり定められており、設計単価表、土木工事積算単価表（兵庫県土木部）、建設物価（建設物価調査会）又は協会資料（公共建築工事積算研究会）において定められた歩掛単価で積算出来ない場合において、見積りの徴取を踏まえた単価を設定することとされている。

適用歩掛及び単価（設計積算マニュアル抜粋）

○適用歩掛【設備工事・営繕工事】

- 1) 水道事業実務必携（国土交通省）
- 2) 下水道用標準設計歩掛表（日本下水道協会）
- 3) 土木工事標準積算基準書（電気通信設備編）（国土交通省）
- 4) 国土交通省機械設備工事（建設物価調査会）
- 5) 設計標準歩掛（機械・電気設備）（阪神水道企業団）
- 6) 公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省大臣官房庁営繕部）

○適用歩掛【土木工事】

- 1) 水道事業実務必携（国土交通省）
- 2) ①土木工事標準積算基準書（国土交通省）
②積算基準の運用（兵庫県土木部）
- 3) 協会資料

○適用歩掛【建築工事】

- 1) 公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 2) 公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 3) 公共建築工事共通費積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 4) 公共建築工事積算基準等資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課）
- 5) 協会資料

○単価

- 1) 設計単価表（阪神水道企業団）（工務課設計分を除く。令和7年度末に廃止予定）
- 2) 土木工事積算単価表（兵庫県土木部）
- 3) 建設物価（建設物価調査会）
積算資料（経済調査会）
コスト情報（建設物価調査会）
- 4) 協会資料
- 5) 上記の歩掛単価で積算出来ない場合については見積の徴取を行う。

出所：阪神水道企業団「設計積算マニュアル」

(2) 監査の結果及び意見（個別事項）

① 予定価格等の積算のための見積りの範囲について【意見3】

企業団の入札状況の特徴として特筆すべき点は、高落札率の案件が非常に多いことである。例えば令和6年度の入札結果における落札率は次のとおりである。仮に落札率が95%以上の案件を「高落札率」と定義するのであれば、収益的収支予算に係る工事の約53%、資本的収支予算に係る工事の約88%が高落札率といえる。

落札率の実績（令和6年度工事）

○収益的収支予算に係る工事（全99件）

落札率 95%以上：52件
落札率 96%以上：50件
落札率 97%以上：40件
落札率 98%以上：34件
落札率 99%以上：25件
落札率 100%：15件

○資本的収支予算に係る工事（全24件）

落札率 95%以上：21件
落札率 96%以上：19件
落札率 97%以上：18件
落札率 98%以上：15件
落札率 99%以上：7件
落札率 100%：1件

この点について、個別の入札案件の各種資料の閲覧及び企業団職員への質問を実施したところ、高落札率になる原因として次の事項が考えられた。

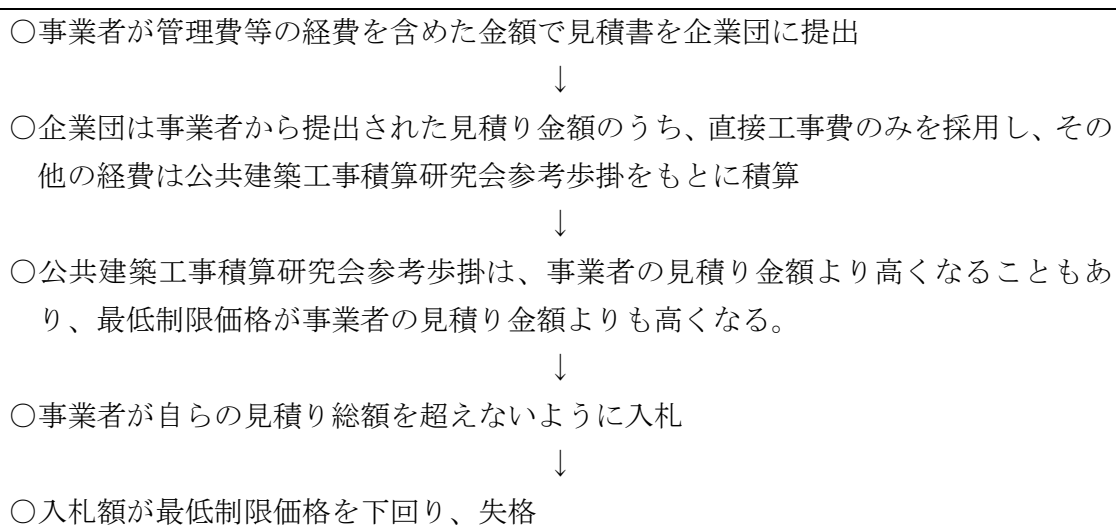
- ①総じて入札参加者数が少ない。
- ②本来、不落随意契約として取り扱うべき案件が、入札結果として情報開示されており、これらの案件の落札率100%に近いものが多い。
- ③事業者が実際に業務遂行可能な範囲での安価な価格で入札した場合に、企業団が設定した最低制限価格を下回る。特に、入札参加者数が少ない場合、最低制限価格をやや下回る事業者があることによって、残りの最低制限価格以上で入札した事業者が予定価格に近い水準である場合、落札率が高くなる。

ここで設計積算制度に関わる事項として、上記③への対応については、予定価格及

び最低制限価格の積算のための見積り範囲の見直しが考えられる。

現状、事業者に依頼する見積りの範囲について、直接工事費のみとするように設計積算マニュアルには定められておらず、管理費等の経費を含めた金額での見積書が事業者から提出される場合がある。この場合、見積書を提出した事業者が、自らの見積り総額を超えないように積算を調整（減額）して入札することによって、失格になるケースが想定される。このような失格になるケースをまとめると次のとおりになる。

落札率の実績



適正に業務を遂行できる事業者が、企業団に提出した自らの見積りどおりに入札することによって、失格になることは不合理と考えられ、このような事態を少しでも避けるため、設計に見積り単価を算用する場合の見積りの対象範囲は、直接工事費のみとするように設計積算マニュアルを改訂されたい。

② 歩掛の基礎とする資料の範囲に係る積算マニュアルの見直しについて【意見4】

【結果3】及び【結果4】のとおり、廃材処分費については、兵庫県が「建設副産物受入価格」として公表しているデータがあるなど、見積りに依らずして積算可能であると考えられるものの、口頭で事業者から徴取した参考金額を用いて積算している事案が見受けられた。

ここで、設計積算マニュアルにおいて、採用すべき単価は次によることとされている。

【再掲】適用歩掛及び単価（設計積算マニュアル抜粋）

- | |
|--------------------|
| ○適用歩掛【設備工事・営繕工事】 |
| 1) 水道事業実務必携（国土交通省） |

- 2) 下水道用標準設計歩掛表（日本下水道協会）
- 3) 土木工事標準積算基準書（電気通信設備編）（国土交通省）
- 4) 国土交通省機械設備工事（建設物価調査会）
- 5) 設計標準歩掛（機械・電気設備）（阪神水道企業団）
- 6) 公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省大臣官房庁営繕部）

○適用歩掛【土木工事】

- 1) 水道事業実務必携（国土交通省）
- 2) ①土木工事標準積算基準書（国土交通省）
②積算基準の運用（兵庫県土木部）
- 3) 協会資料

○適用歩掛【建築工事】

- 1) 公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 2) 公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 3) 公共建築工事共通費積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 4) 公共建築工事積算基準等資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課）
- 5) 協会資料

○単価

- 1) 設計単価表（阪神水道企業団）（工務課設計分を除く。令和7年度末に廃止予定）
- 2) 土木工事積算単価表（兵庫県土木部）
- 3) 建設物価（建設物価調査会）
積算資料（経済調査会）
コスト情報（建設物価調査会）
- 4) 協会資料
- 5) 上記の歩掛単価で積算出来ない場合については見積の徴取を行う。

出所：阪神水道企業団「設計積算マニュアル」

この点、上記の列挙された単価には、兵庫県による「建設副産物受入価格」が掲載されていない。

兵庫県による「建設副産物受入価格」及びその他適用可能な公表単価について、設計積算マニュアルに明記し、極力、見積りに依らない公正な積算に努められたい。

2. 見積り徴取方法について

(1) 概要

見積り徴取方法は、不正事案において特に著しく不適切な取扱いがあったものであり、不正の再発防止のために慎重な検討を要する。

不正事案の発生は、当該工事の設計・積算時に、特定業者に依頼して3者分の見積りを徴取したことに端を発するものである。この際の見積り徴取方法は、不正を行った特定業者が、工事の参考見積りを企業団の職場に持参したというものである。

このように、特定業者が3者分の見積書を作成・提出したことにより、予定価格及び最低制限価格が本来の標準金額よりも不正につり上げられた。

これに対して、企業団による主な対応策は、見積りを徴取する業者の選定や業者とのやり取り（内容説明等）に加えて、契約後の工事監理までを同一職員が一人で行うことが多く、業者との関係が深まる恐れがあるという課題に対して、例えば修繕工事（設備・土木・営繕）において、見積りの徴取先を公募することを検討するとされた。また、見積り徴取のルール（徴取先、共有先、共有方法）を明確にするとされた。さらに、設計と工事監理の担当者を分離、あるいは複数監督員制とする対象工事を拡大するなどの業者との接点を少なくする措置についても明記された。

【再掲】 見積り徴取方法に係る再発防止策

【課題】

ア 見積りを徴取する業者の選定や業者とのやり取り（内容説明等）に加えて、契約後の工事監理までを同一職員が一人で行うことが多く、業者との関係が深まる恐れがある。

【対策：見積り徴取の透明化】

- ・ 修繕工事（設備・土木・営繕）において見積りの徴取先を公募することを検討する。
- ・ 見積り徴取のルールを明確にする。（徴取先、共有先、共有方法）
- ・ 電話でのやり取りは工事監理時の連絡も含め、公用スマートフォンの使用を原則とする。

【対策：業者との接点を少なくする措置】

- ・ 担当者を固定しないために、定期的な課内異動を検討する。
- ・ 設計と工事監理の担当者を分離、あるいは複数監督員制とする対象工事を拡大する。

出所：阪神水道企業団公共工事等不正行為再発防止対策委員会（2025）「不正行為防止対策報告書」、P. 14

(2) 監査の結果及び意見（個別事項）

① 見積書の徴取先の選定に係る決裁について【意見5】

予定価格の積算のための見積書の徴取先については、原則として3者以上という見積書の徴取者数について、設計積算マニュアルにより定められているところである。

この点、見積書の徴取先の設定に際して、現状、所属長の「許可」を取っているとのことであったが、改良工事を除き、「決裁」を取っていないかった。

見積書の徴取先の選定は、不正防止のためにも重要性が高いため、所属長による「決裁」が必要という定めに、設計積算マニュアルを改められたい。また、「不正行為防止対策報告書」において、見積り徴取先の選定ルールの明確化という再発防止策が示されているように、恣意的な選定を防ぐため、見積り徴取先の選定理由をチェックリスト形式で明確にするよう、業務フローを再検討されたい。

② 最適な見積り徴取方法の模索について【意見6】

設計積算マニュアルによると、原則として3者以上の見積書徴取が必要となっている。しかし、見積書の発行に要する事業者の負担感が全国的に大きくなっており、現実的に見積書を3者以上徴取することが難しい場合もある。そのような場合には、不正に見積書を取得しようとする要因が働く可能性がある。また、少額随意契約以外における見積りについても、恣意的な見積りにならないか、判断に慎重を期する必要がある。

この点、「不正行為防止対策報告書」における再発防止策として、修繕工事（設備・土木・営繕）において、見積りの徴取先を公募することを検討するとされたところである。

その一方で、企業団の入札参加資格を有する事業者のうち、個々の入札案件の公告上の参加要件を満たす者の全てに、見積り依頼するという手法も考えられる。

見積り徴取方法について、議論を深めるとともに、試行と検証を繰り返すなどして最適な手法を模索されたい。

③ 見積書の依頼方法について【意見7】

事業者に対して見積書の提出を依頼する際、メールで行うことも可能とされているが、所属係の組織代表メールアドレスではなく、職員の業務上割り当てられた個人メールアドレスを通じて依頼を送ることも多い状況であった。

この点、現状の設計積算マニュアルでは、「見積りの依頼を企業団から直接行う時は、原則、係のメールを用いて行うこと。」と定められており、例外的に個人メールアドレスを通じて依頼を送ることも認められている。

見積書の徴取は、適正な設計積算・入札契約制度のために重要なプロセスであり、透明性を確保するため、現状の設計積算マニュアルに定められている「原則」を除外

し、係の組織代表メールアドレスを通じての見積り依頼を徹底されたい。ただし、係によっては人数が多い場合もあるため、見積り業務に関わる者のみのグループにするなど、メールの閲覧可能範囲を再検討されたい。

見積りの徴取ルール（設計積算マニュアル抜粋）

6) 見積りの依頼を企業団から直接行う時は、原則、係のメールを用いて行うこと。

出所：阪神水道企業団「設計積算マニュアル」

④ 見積書の受領方法について【意見8】

不正事案において、予定価格のつり上げに使用された見積書は、不正を行った特定事業者が他者を装って偽造したものが企業団に持参されたものに含まれていた。

この点、企業団における見積書の受領方法について確認したところ、特段のルールが定められていなかった。

不正防止のため、見積書の持参による直接受け付けを禁止し、見積書の受領方法をメール、FAX及び郵便に限定されたい。また、これらの方法以外による見積書の受領は無効とみなす取扱いを、あわせて明確にされたい。

なお、例えば、次のような取扱いが考えられる。

見積書の受領方法改善の例

- メール・・・個人のメールアドレスではなく、総務課契約係又は起工課（※）などの代表アドレスのみ
- FAX・・・総務課契約係又は起工課（※）などの代表番号のみ
- 郵便・・・総務課契約係又は起工課（※）などに送付。また、偽造してまとめて投函された場合、消印（日付、郵便局名）によって少しでも検証可能性を確保するため、受領時の封筒を必ず保管することとする。

※：事務分掌を図り、より不正リスクに対応するためには総務課契約係が直接、見積書を受領することが望まれるが、人員が増強できるまでは、起工課で対応することが考えられる。

3. 入札契約制度について

(1) 概要

入札契約制度について、再発防止委員会等による対応策の検討以前は、入札後の事後審査においてチェックリストやマニュアル等による均質化が図られていなかったが、再発防止策として事後審査チェックリストに基づくチェックを行うこととされた。また、入札監視委員会の設置なども再発防止策として講じられた。

なお、変動型予定価格制度及び変動型最低制限価格制度の導入や低入札価格調査制度の適用範囲拡大については、他事業体の事例を引き続き調査していくこととされた。

【再掲】 入札契約制度に係る再発防止策

【課題】

- ア 入札後、事後審査を行う際、チェックリストやマニュアル等がなく、審査項目に統一性がなかった。
- イ 現在の入札方法では、見積りを徴取した業者以外が不利になっていないか。
- ウ 予定価格を設計金額と同額で設定することが妥当であるかどうか。
- エ 最低制限価格の設定が、公表している算式に基づくものだけで良いかどうか。
- オ 低入札価格調査制度について、総合評価方式入札だけに限定していることが良いかどうか。

【対策】

- ・ 事後審査チェックリストに基づくチェックを行う。
- ・ 不審な入札が確認された場合は、「阪神水道企業団談合情報対応マニュアル」に基づいた対応を行う。
- ・ 入札監視委員会の設置。
- ・ 土木系工事の歩掛や材料の見積りを設計において採用した場合、積算資料として公告時に公表する。
- ・ 設備の主要機器等に係る見積りは、メーカーが特定され競争性が働かなくなるため、公表しないこととする。

【引き続き調査・検討を行う事項】

- ・ 変動型予定価格制度及び変動型最低制限価格制度の導入や低入札価格調査制度の適用範囲拡大については、他事業体の事例を引き続き調査していく。

出所：阪神水道企業団公共工事等不正行為再発防止対策委員会（2025）「不正行為防止対策報告書」、P. 15

(2) 監査の結果及び意見（個別事項）

① 不落随意契約の運用方法について【結果 17】

企業団は、不落随意契約の運用について【結果 1】等のように本来、不落随意契約として情報開示すべき案件を入札結果として開示していたところである。また、予定価格未満の応札者がなく、入札不調になった場合の不落随意契約の手続きにおいて、事業者から見積の提示を受ける経過にも改善を要する点が見受けられた。

具体的に企業団は、入札不調になった時点（2回目の入札）において、最低制限価格以上で最低の入札額を示した事業者と不落随意契約の手続きに移行することとしているが、この不落随意契約の手続きにおける見積書の提出方法について、見積回数に制限を加えることなく、また、電話等を通じて事業者が徐々に金額を下げていく方法によっている。この方法によると、事業者は予定価格を下回るまで少しずつ見積金額を下げることによって、予定価格に近い水準で契約することができる。

つまり、見積りの回数に制限がなく、事業者が見積額を徐々に下げる方法では、予定価格を事業者に直接伝えずとも予定価格について推測させることができる。

不落随意契約の運用方法について、見積り回数を制限するとともに、見積書をメールで受領するなどして適正な方法に改められたい。

② 事後審査チェックリストの観点について【意見9】

不正事案を受けて、事後審査においては、不正リスクが比較的高いと考えられるいくつかの類型に該当する場合に、事後審査することとされている。

この点、事後審査チェックリストを確認したところ、入札参加者のうち、予定価格及び最低制限価格が不正に吊り上げられた結果、最低制限価格未達の事業者が多くなるケースについて、現状の事後審査チェックリストでは事後審査の対象にならない可能性が見受けられた。予定価格及び最低制限価格が不正に吊り上げられた結果、最低制限価格未達の事業者が多くなるケースは、不正事案にも該当するものであり、再発防止策として重要性が高い。

例えば、「入札参加者数が○者のときは○者以上が最低制限価格未達の場合」に事後審査にかけるというように、対応表を具体的に策定した上で、予定価格及び最低制限価格が不正に吊り上げられた結果、最低制限価格未達の事業者が多くなったケースが事後審査の対象になるように、事後審査チェックリストを再検討されたい。

なお、あくまで一例であるが、本監査においては、次のサンプル抽出基準によって、個別の入札案件の検証対象を選定したところである。事後審査チェックリストは、当初策定以後も、その都度検出された不正リスクに応じて、不断の改訂が必要と考えられる。企業団において議論を重ねながら、不正が想定される高リスク案件を抽出できるように、事後審査チェックリストを検討されたい。

【再掲】 サンプル選定基準（修繕工事）

- 落札率が 98%以上
- 入札参加者のうち、最低制限価格未達の入札による失格者の割合が高い場合（例：入札参加者 3 者のうち失格者 2 者以上、入札参加者 5 者のうち失格者 3 者以上、ほか失格者が入札参加者の半数以上など）
- 金額的重要性が高いもの

【再掲】 サンプル選定基準（改良工事）

- 落札率が 98%以上
- 入札参加者のうち、最低制限価格未達の入札による失格者の割合が高い場合（例：入札参加者 3 者のうち失格者 2 者以上、入札参加者 5 者のうち失格者 3 者以上、ほか失格者が入札参加者の半数以上など）

- 低価格による入札のもの（例：落札率 50%未満）
- 金額的重要性が高いもの

③ 事後審査における第三者による積算金額の検証と審査体制の強化について【意見 10】

現状、事後審査型条件付き一般競争入札の場合、事後審査決裁時において、事業者より提出された設計書の内訳書に基づき、適正な積算によって入札価格が設定されているか否か、入札価格との間に不自然さはないか等の確認が行われているところである。

ただし、事業者から提出された内訳書（設計書）の内容について、起工課が検証しており、発注担当部署以外の第三者によって検証されていない。落札候補者等の設計書を検証することによって、落札候補者が適切に工事を遂行できるかどうかの検討ができるとともに、企業団が行った積算の内容についても、あわせて検討することができる。企業団においては、過去に企業団による積算金額の違算が公文書開示請求を受け、改めて文書を確認した際に、発覚したこともあり、適正な入札執行のためには、企業団による積算に違算がないことの確認も行うことが望ましい。

そこで、事後審査の際には内訳書に留まらず、明細表を落札候補者から入手し、企業団の積算と照合するなどして、入札の適正性について追加検証されたい。

また、不正事案を受けて、事後審査において、予定価格の積算のための見積書を提出したものの、入札に参加しなかった事業者に対して、その不参加の理由を聞き取りすることとされている。ただし、この聞き取りを担当するのは起工課であるため、起工課担当者が、その不参加の理由を改ざんして報告したり、実際には聞き取りしていないにもかかわらず、適当な理由をもって報告するリスクがある。

一連の事後審査を、起工課による自己検証にすると、その実効性や信頼性を失うおそれがあるため、総務課契約係が担当するなど、第三者性が確保できるような検証の仕組みを構築されたい。

今後は、内部統制推進部局を中心に、第4 2.（2）で整理した業務フローも参考にしながら、内部統制の考えにおいて重要な「第三者による検証」を、いかにしたら業務フローに配置できるかについて検討を深め、事後審査等における第三者による検証を最大限実施されたい。

ただし、現状、事後審査を担っている総務課契約係は常勤職員 2 名及び非常勤職員 1 名の体制であり、また、いずれも事務職員であるため、技術的観点での検証が十分に行うことが難しい面も見受けられる。事後審査は、設計積算・入札契約制度の信頼性を確保するために、企業団内において非常に重要な役割を担っている。事後審査を適正に行うことは、すなわち、設計積算・入札契約制度を適正に運用していることの説明責任を果たすことにも繋がると考えられる。

そこで、事後審査の重要性を再度、認識を強くし、十分な審査が可能な体制に向けた増強を検討されたいが、体制の増強には時間を要することも想定されるため、参考までに監査人の所見として、次のとおり短期的な審査体制の目標、中長期的な審査体制の目標を記載する。

事後審査の体制強化に向けた対応例

- 短期的・・・事後審査の対象になった全ての入札案件について、設計書（内訳書及び単価表）を審査する審査課を設けて検証
- 中長期的・・・総務課（契約係等）の人員を強化するなど組織体制を見直して総務課（契約係等）が検証（審査に当たる人員数の増員とともに、技術職員の配置が必要）

④ 地域要件の必要性について【意見 11】

一部の入札案件においては、「構成市（神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市又は宝塚市）に本店又は支店（受任者登録）を有すること」（令和6年度時点）といった地域要件が、入札参加資格に付されることが見受けられる。

企業団においては、入札参加者数が少ない案件も多く、高落札率の原因になるばかりではなく、少数の入札参加者による談合のリスクも想定される。

そこで、地域要件の必要性と運用方針について改めて検討されたい。

⑤ その他入札参加者数の増加に向けて【意見 12】

前述のほか、入札参加者数を増やす試みとしては、潜在的な入札参加希望者に入札公告の案内をプッシュ配信することが考えられるが、現状、企業団においてはプッシュ配信による入札公告の案内は行われていない。

そこで、入札参加資格保有者など入札参加希望者に、入札公告の案内をプッシュ配信することを検討されたい。

なお、入札参加者数を増やす試みとしては入札参加資格申請の受付期間・方法の柔軟化も考えられるが、令和7年度から企業団において実施済みである。

⑥ 低入札価格調査制度の導入について【意見 13】

企業団の入札状況の特徴として特筆すべき点は、高落札率の案件が非常に多いことである。

この点について、個別の入札案件の各種資料の閲覧及び企業団職員への質問を実施したところ、高落札率になる原因として次の事項が考えられた。

- ①総じて入札参加者数が少ない。
- ②本来、不落随意契約として取り扱うべき案件が、入札結果として情報開示されており、これらの案件の落札率 100%に近いものが多い。
- ③事業者が実際に業務遂行可能な範囲での安価な価格で入札した場合に、企業団が設定した最低制限価格を下回る。特に、入札参加者数が少ない場合、最低制限価格をやや下回る事業者があることによって、残りの最低制限価格以上で入札した事業者が予定価格に近い水準である場合、落札率が高くなる。

この点、③への対応のひとつとして、低入札価格調査制度の導入が考えられる。

低入札価格調査制度の趣旨は、最低制限価格を下回った事業者に対する救済措置もを行いながら、経済的な契約を行うなどにある。

また、低入札価格調査制度を導入することによって、最低制限価格の情報価値を下げ、入札情報を不正に入手しようとするリスクが下げられると考えられる。

そこで、低入札価格調査制度の導入の要否について試行的に導入し、効果検証を行うなど検討されたい。

なお、低入札価格調査制度は、他の水道企業団においても採用されている例があり、次に抜粋した総務省自治行政局行政課長「地方公共団体の発注における適切な価格転嫁の実現に向けた更なる取組について（通知）」（総行行第 325 号 総行経第 3 号 令和 7 年 6 月 26 日）においても、最低制限価格と並列的に導入が推奨されている制度である。

この通知文書では入札価格調査制度を採用する場合に『工事請負契約に係る調査基準価格の設定に関しては、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」（令和 4 年 3 月 4 日最終改正）により、予定価格の 100 分の 75 から 100 分の 92 の範囲内で設定するとされていること等も参考とすること。』とされており、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」による基準価格を下回るからといって、最低制限価格制度のように即座に失格にする必要はなく、あくまで適正な業務がなされるか等の確認を行う基準として示されていることに留意されたい。

低入札価格調査制度について（総務省通知）

2. 低入札価格調査制度・最低制限価格制度の適切な活用

（1）低入札価格調査制度・最低制限価格制度の原則導入について

低入札価格調査制度や最低制限価格制度を適切に活用することは、契約内容の適正な履行の確保はもとより、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な価格転嫁が確保され、賃上げの流れが地方に波及することで、地域経済の活性化等にも資するものであり、実行計画においても、「特別な理由がない限り、発注に際しては最低制限価格制度等を付す運用を徹底する。」とされていることを踏まえ、原則として全ての入札において制度を導入することについて積極的に検討されたいこと。

なお、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の導入状況等については、現在、フォローアップ調査を実施しているところであるが、実行計画において、「自治体における両制度の導入状況について、一覧性を持って可視化する。」とされていることを踏まえ、当該フォローアップ調査の結果については、地方公共団体ごとの導入状況等を「見える化」して公表する予定としていることに留意いただきたいこと。

（2）低入札価格調査における調査基準及び最低制限価格について

低入札価格調査における調査基準（以下「調査基準価格」という。）及び最低制限価格は、各地方公共団体において、概ね、予定価格の一定割合で設定されている状況にあるが、この割合については、各種法令を遵守できる適正な割合とする必要があること。

なお、工事請負契約に係る調査基準価格の設定に関しては、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」（令和4年3月4日最終改正）により、予定価格の100分の75から100分の92の範囲内で設定するとされていること等も参考とすること。また、実行計画においては、「最低制限価格制度等の設定基準について、各種法令を遵守できる適正な率を業種ごとに示し、統一的な基準を作成する」とされていることから、各業所管省庁における対応も参考とすること。

（3）低入札価格調査の実施方法について

低入札価格調査を実施するに際しては、適正に作成された予定価格に照らし、業務に必要な労務費、原材料費、エネルギーコスト等が入札価格に反映されているかについて、入札価格の内訳書を徴取する等により確認することが適当であること。特に、労務費については、

- ・過去の類似の契約等に照らし、適切な人員数が見込まれているかどうか
- ・都道府県別の賃金水準など利用可能な資料（※）により適切な単価で積算されているか否か

についても可能な限り調査・確認を行うことが適当であること。

なお、低入札価格調査により合理的な理由なく業務の履行に必要な労務費が見込まれていないと認められた場合には、契約内容に適合した履行がされないおそれがあるものとして、落札者としないうり扱うことが適当であること。

(※) 例えば、都道府県別の最低賃金、国土交通省が公表している公共工事設計労務単価、一般貨物自動車運送業に係る標準的な運賃（国土交通省告示）、厚生労働省が公表している毎月勤労統計調査の賃金指数、各種物価指標など

出所：総務省自治行政局行政課長「地方公共団体の発注における適切な価格転嫁の実現に向けた更なる取組について（通知）」（総行行第 325 号 総行経第 3 号 令和 7 年 6 月 26 日）

⑦ 支店及び営業所の実態確認について【意見 14】

企業団が発注する入札に参加希望する事業者は、入札参加資格審査申請の受付を行うこととしている。実際に発注する入札案件の中には、入札への参加要件として「構成市（神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市又は宝塚市）に本店又は支店（受任者登録）を有すること」（令和 6 年度時点）という地域要件が付されることがある。

そこで、事業者は入札により参加しやすいように、構成市に所在地のある支店及び営業所に関する情報を、入札参加資格審査申請書類に記載して入札参加資格を登録することがある。

この点、事業者が支店及び営業所の情報を記載した場合、企業団は申請内容の審査時に、その支店及び営業所に実態があることの確認をしていなかった。他の自治体においては、入札参加資格申請の地域要件を満たすために、事業者が実態のない支店及び営業所を登録する例も見られ、一部の自治体では入札参加資格審査申請に際して、支店及び営業所の実態が確認できる写真（外観・内観・事務室等）を求める例もある。

入札制度の適正な運用のために、入札参加資格審査申請における支店及び営業所の実態確認の要否について検討されたい。

⑧ 特命随意契約の活用など効果的・効率的な契約方式の検討について【意見 15】

個別の入札案件によっては、事業者の特許が関わったり、特殊な設備導入メーカーであったりするなど、特定の事業者のみしか入札参加することが想定されないにもかかわらず、一般競争入札に付して、結果として 1 者入札かつ高落札率になっている事案が散見された。

特定の事業者のみしか入札参加することが想定されない場合、特命随意契約としたり、複数年契約としたりすることによって、中長期的により安価な契約を行える可能性も考えられる。一般競争入札に過度に拘らずに、発注内容の性質に応じて特命随意

契約を活用するなど、効果的・効率的な契約方式を検討されたい。

なお、このようなケースにおいても一般競争入札に付していることが、高落札率の一因になっていることも申し添える。

⑨ 入札監視委員会への提出資料について【意見 16】

企業団は不正事案の再発防止策の一環として、令和7年度に入札監視委員会を設置し、令和7年度中に入札監視委員会を2回開催している。

この点、企業団が令和7年度第1回入札監視委員会に提供している資料を確認したところ、企業団が自的にチェックを実施している事後審査チェックリストが提供されていなかった。事後審査チェックリストは企業団が入札不正リスクに対応して設けているものであり、入札監視委員会と入札不正リスクに係る認識を共有・議論するために有用な資料と考えられる。

そこで、入札監視委員会における議論の深化に向けて、事後審査チェックリストを入札監視委員会に提供するように検討されたい。

<参考：本報告書作成日までの措置状況>

令和7年度第2回入札監視委員会（令和8年1月23日開催）より、事後審査チェックリストが資料として入札監視委員会に提供されている。

4. 職員の倫理意識等及び機密情報の管理方法について

(1) 概要

組織風土は内部統制の構成要素の中でも「統制環境」と呼ばれ、内部統制の基礎といわれている。この統制環境は「不正は絶対にしない」、「不正事案を二度と起こさない」という組織の雰囲気や風土であり、不正事案の再発防止に不可欠なものである。

職員の倫理意識等及び機密情報の管理方法について、再発防止委員会等による対応策の検討以前は、職場内で倫理意識啓発のための取組が十分に整っていなかったが、その後は「職員倫理規程」を制定し、職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずるなどが明記された。また、「職員の公正な職務の執行の確保に関する規則」を制定し、職員の法令等の遵守、倫理の保持による公正な職務の執行及び適正な公務の運用の確保を図ることとされた。さらに職階、職種別にコンプライアンス研修やワークショップ等を開催することとされた。

(2) 監査の結果及び意見（個別事項）

① コンプライアンス研修の定期開催について【意見 17】

不正の再発防止のためには、職員の倫理意識の維持・向上が必要不可欠である。企業団の倫理規程等を周知徹底するため、全職員対象（嘱託職員、臨時職員を含む。）とした研修会を実施すべきである。研修会では、違反があった場合や不正を見逃した場合にどのような結果となるのか（免職や減給などの懲戒処分、刑事罰、市民や業者等からの信用失墜、工事の遅れ、中断等）を、周知徹底することが求められる。

そこで、不正事案を受けて、企業団では令和7年7月に職員向けコンプライアンス研修を実施しているところである。コンプライアンス研修は、今般発生した不正事案を風化させず、不正を再び起こさないという意識を当然の組織風土とするために重要なものと考えられる。

そのため、職員の倫理意識等の醸成のための組織風土づくりとして、職員向けコンプライアンス研修を毎年度実施されたい。

<参考：本報告書作成日までの措置状況>

来年度以降も、コンプライアンス研修は引き続き実施することが決定している。今年度を実施した研修のアンケート結果のほか、人事評価(期末)面談において、「コンプライアンスの推進に関する取組方針」に関する職員行動チェックリストに基づいたヒアリングを実施する予定であり、その場であった意見(疑問点や不安な点)を吸い上げ、来年度の研修企画に反映させる計画である。

② 行動指針に係る意識定着度の確認について【意見 18】

職員の倫理意識を定着させるため、研修会の開催に留まらず、上記研修受講後など定期的に、各企業団職員にその意識の定着度を確認する必要がある。ただし、この確認は、「コピー・アンド・ペースト」的な形式的な方式ではなく、実質的に意識定着を確認できるようにする必要がある。

この点、企業団は、対話を重視する考えを採っているため、各職員の面談の機会を活用して行動指針に係る意識定着度の確認を実施されたい。

③ 職業倫理規定等に係るハンドブックの作成について【意見 19】

「不正行為防止対策報告書」では「倫理規程等を制定し、職員への周知を図る際には、規程等の内容を理解し、遵守してもらうことが肝要であるため、全職員が理解しやすいようにハンドブック等を作成し、かつ活用されたい。」と指摘されているものの、規程類を取りまとめたハンドブック・マニュアルがヒアリング時点（令和7年9月）において未作成であった。

職員の規定等への理解を浸透させるため、規定等の全体像、手続きの内容、心構えなどを網羅し、日々の業務で使えるハンドブックを作成されたい。

<参考：本報告書作成日までの措置状況>

ハンドブックが作成され、さらにハンドブックを用いた職場内ワークショップにより内容の周知浸透が図られた。

④ 入札不正に係る情報提供の心理的負荷を下げる取組について【意見 20】

不正事案を受けて、企業団において実施された全職員を対象にした職員アンケート調査結果によると、利害関係者（受注者等）から入札情報（設計金額、予定価格、最低制限価格等）に関しての問合せを受けたことがあるもののうち、上司に報告したと回答したのは10名中3名のみであり、不正のおそれがある場合の情報提供体制の構築が課題とされていた。

そこで、企業団において令和7年度に「阪神水道企業団職員の公正な職務の執行の確保に関する規則」が制定され、不当要求行為があった場合の報告体制が構築された。

具体的な報告体制としては、「要望等記録書兼報告書」に必要事項を記入し、文書管理システムに新たに設定した報告用のテンプレートを活用し、総務部長まで報告するものである。

しかし、ここでの報告対象の例としては「不当要求」が挙げられており、事業者との日々のやり取りを通じた関係性を踏まえて「不当」と言い切れないまでの入札情報の提供依頼を受けることも考えられる。「不当要求」と定義することによって、「不当」と断じることの心理的障壁も考えられるため、「入札情報の提供依頼」という表

現に改めるなどし、報告することの心理的負荷を下げるようにされたい。

⑤ 職員倫理規程の不断の見直しと不正防止のための組織風土の醸成について【意見 21】

職員倫理規程は、その都度、発生した又は相談を受けた事例などを反映して、様々な誘惑や事象に対して、企業団職員が判断に悩まずに対応できるように改定を重ねることが望ましい。

例えば、現状の倫理規程では、事業者との会食は、懸念がある場合に事前承認が必要であると定められており、この事前の承認の要否には判断を伴うため、職員が判断に悩まずに運用できるか否かについての課題が見受けられる。

そこで、事業者との会食について、形式的に判断できる判断基準を示して事前承認を必須とするなど、職員が悩まずに行動できるように職員倫理規程を適宜、改訂されたい。また、実際の業務において各職員が悩んだ事象については、職員が気軽に相談する仕組みの構築が望まれ、上司に気軽に聞けるという組織風土の醸成に努められたい。

⑥ 事業者との連絡方法について【意見 22】

現状、企業団の全職員を対象に1人1台の公用スマートフォンが配布され、個人私物携帯電話の業務利用が禁止されている。

不正防止の観点から、スマートフォンの取扱いについて、入札不正等の疑義がある際に、貸与スマートフォンを企業団に提供して調査に協力することなど、スマートフォン貸与に対して、職員に誓約を求めることが望ましい。

また、緊急時など、やむなく私物携帯電話を用いて事業者に連絡した場合、遅滞なく上司に報告するなど、例外規程についても定められたい。

おわりに

不正事案を受けて、企業団が今般、設計積算・入札契約制度に係る個別外部監査を導入し、私が個別外部監査人を務めさせていただきました。

監査の遂行においては、次の2つの側面を重要視しました。

第一に、個々の取引のサンプル検証や各課へのヒアリングを通じた個別の課題整理です。この点については、主に経験豊富な専門家（公認会計士及び弁護士）が個別検証を行うことによって確認しました。加えて、企業団職員への質問を通じて、各職員の意識や知見の程度について確認しながら、議論を重ねる・深めることを通じて企業団職員の意識や知見を高めることも目指しました。

第二に、個々の課題整理を通じて企業団の組織・制度としての課題を整理し、その改善提案を行うことです。今般の不正事案を受けて調査された再発防止委員会による「不正行為防止対策報告書」において、「不正行為防止に向けた取組は、職員個人の責任と捉えるだけでなく、入札前の情報管理や、価格漏洩を把握できなかった組織体制についても問題がなかったかといった点も含めて分析し、企業団全体の不正行為防止に向けた取組として進めていく必要があります。」という記載があるとおおり、組織としての課題を整理し、再発防止策の積極的な提案に努めました。

私自身、過去に他の自治体における入札不正の調査に関わったり、入札監視委員会委員を複数務めていたり入札契約制度等に係る知見を活かしながら、また、公認会計士として学び、経験してきた「内部統制」の観点から、多くの議論をさせていただきました。

企業団職員が議論に当たる様子は真摯なものであり、議論にご参加いただいた職員の方には「不正を絶対に再発させない」という強い思いや使命感を感じました。

ただし、私が直接お話できていない職員も多く、この思いを企業団が自ら企業団の「組織風土」として今後、定着させていく必要があります。

また、不正リスク等に適切に対応するための内部統制には「固定化された正解」はありません。内部統制制度が導入されて長い年数が経つ民間企業においても、内部統制は常に揺れ動き、変化してきています。

企業団が組織の健全さを自律的に維持し続けるためには、検証と対応を絶えず行う必要があります。末尾になりますが、今回の監査への対応を一過性のものにせず、企業団の組織の持続的な発展・改善のため、今般の個別外部監査の結果及び意見に対して、職員が議論を重ね、より良い措置が行われることを期待します。

以 上

巻末資料

本年度の個別外部監査における監査の結果及び意見の概要は次のとおりである。なお、監査の結果及び意見の要旨を記載したものであり、詳細な内容については、報告書本編を参照されたい。

監査の結果及び意見の概要

結果	意見	指摘の題名	指摘の内容
【個別サンプル】(本文第6)			
1. 収益的収支予算における工事請負契約(修繕工事)			
viii) サンプル No. 8 導送配水ポンプ用電動機及び空気冷却器点検整備工事			
1	—	不落随意契約の適正な情報開示について	3回目入札で落札されたような誤認をもたらす入札結果の開示方法を改め、不落随意契約として適正に情報開示されたい。
ix) サンプル No. 9 配電設備点検整備工事			
2	—	不落随意契約の適正な情報開示について	3回目入札で落札されたような誤認をもたらす入札結果の開示方法を改め、不落随意契約として適正に情報開示されたい。
x) サンプル No. 10 排水池設備用逆止弁修理工事			
3	—	廃材処分費の適正な積算について	廃材処分費については、兵庫県が「建設副産物受入価格」として公表しているデータがあるなど、見積りに依らずして積算可能であると考えられるため、公正な予定価格及び最低制限価格のために、公表データに基づいて積算されたい。
xi) サンプル No. 11 取水管理橋塗装工事			
4	—	不落随意契約の適正な情報開示について	3回目入札で落札されたような誤認をもたらす入札結果の開示方法を改め、不落随意契約として適正に情報開示されたい。
x iv) サンプル No. 14 薬品貯蔵槽点検工事			
5	—	不落随意契約の適正な情報開示について	3回目入札で落札されたような誤認をもたらす入札結果の開示方法を改め、不落随意契約として適正に情報開示されたい。
x v) サンプル No. 15 定液位槽防液堤修理工事			
6	—	不落随意契約の適正な情報開示について	3回目入札で落札されたような誤認をもたらす入札結果の開示方法を改め、不落随意契約として適正に情報開示されたい。

x vi) サンプル No. 16 猪名川浄水場及び尼崎浄水場弁類点検整備工事			
7	—	廃材処分費の適正な積算について	廃材処分費については、兵庫県が「建設副産物受入価格」として公表しているデータがあるなど、見積りに依らずして積算可能であると考えられるため、公正な予定価格及び最低制限価格のために、公表データに基づいて積算されたい。
2. 資本的収支予算における工事請負契約（改良工事）			
iv) サンプル No. 4 テレメータ設備取替工事			
8	—	不落随意契約の適正な情報開示について	3回目入札で落札されたような誤認をもたらす入札結果の開示方法を改め、不落随意契約として適正に情報開示されたい。
v) サンプル No. 5 猪名川浄水場 配水6号ポンプ取替工事			
—	1	入札参加者数の増加に向けて	事業者が広く入札参加しやすいような工夫ができるかなど、入札参加者数の増加に向けて不断の検討が望まれる。
ix) サンプル No. 9 配水流量計取替工事			
9	—	不落随意契約の適正な情報開示について	3回目入札で落札されたような誤認をもたらす入札結果の開示方法を改め、不落随意契約として適正に情報開示されたい。
xii) サンプル No. 12 猪名川浄水場改修工事その3（機械電気設備）			
10	—	不落随意契約の適正な情報開示について	3回目入札で落札されたような誤認をもたらす入札結果の開示方法を改め、不落随意契約として適正に情報開示されたい。
x iii) サンプル No. 13 淀川取水場 浸水対策パネル設置工事			
11	—	見積書提出の適切な依頼方法の徹底について	見積りの徴取方法については、最新の設計積算マニュアルに沿った見積書提出の依頼方法について徹底されたい。
x vi) サンプル No. 16 電食防止施設整備工事（新高）			
12	—	不落随意契約の適正な情報開示について	3回目入札で落札されたような誤認をもたらす入札結果の開示方法を改め、不落随意契約として適正に情報開示されたい。 なお、本件において、不落随意契約の手続きにあたって、事業者から提出のあった見積書を見積経過として複数記録されていたが、この見積書の提出方法に関しては、回数制限を設けておらず、事業者は予定価格を下回るまで少しずつ見積金額を下

			<p>げることによって、予定価格に近い水準で契約することができる。</p> <p>不落随意契約の運用方法について、見積回数を制限するなど適正な方法に改められたい。</p>
x vii) サンプル No. 17 制御機器用冷却装置取替工事			
13	—	不落随意契約の適正な情報開示について	<p>3回目入札で落札されたような誤認をもたらす入札結果の開示方法を改め、不落随意契約として適正に情報開示されたい。</p>
x viii) サンプル No. 18 甲東ポンプ場次亜塩素酸ナトリウム注入設備取替工事			
14	—	不落随意契約の適正な情報開示について	<p>3回目入札で落札されたような誤認をもたらす入札結果の開示方法を改め、不落随意契約として適正に情報開示されたい。</p>
x ix) サンプル No. 19 猪名川浄水場 III系ろ過池洗浄設備取替工事			
15	—	不落随意契約の適正な情報開示について	<p>3回目入札で落札されたような誤認をもたらす入札結果の開示方法を改め、不落随意契約として適正に情報開示されたい。</p>
x x) サンプル No. 20 大道取水場 特高受変電設備更新事業			
16	—	不落随意契約の適正な情報開示について	<p>3回目入札で落札されたような誤認をもたらす入札結果の開示方法を改め、不落随意契約として適正に情報開示されたい。</p> <p>なお、本件において、不落随意契約の手続きにあたって、事業者から提出のあった見積書を見積経過として複数記録されていたが、この見積書の提出方法に関しては、回数制限を設けておらず、事業者は予定価格を下回るまで少しずつ見積金額を下げることによって、予定価格に近い水準で契約することができる。</p> <p>不落随意契約の運用方法について、見積回数を制限するなど適正な方法に改められたい。</p>
—	2	入札の競争性の一層の発揮に向けたコンサルティング業務の活用について	<p>入札参加者数が少なかった場合に、その原因と対応策の分析・検討は不断の取組として実施すべきである。本件については、コンサルティング会社の発注支援を受けているため、どのようにしたらより多くの入札参加者が集められるかについてコンサルティング会社の知見をより活用しながら、次回以降の同種の発注に資する情報を取りまとめ</p>

			るように、今後、同様に発注支援を受けるときにはコンサルティング業務の発注内容(仕様等)について配慮されたい。
【設計積算・入札契約制度に係る内部統制(諸手続き等)】(本文第7)			
1. 設計積算方法について			
—	3	予定価格等の積算のための見積りの範囲について	適正に業務を遂行できる事業者が企業団に提出した自らの見積りどおりに入札することによって、失格になることは不合理と考えられ、このような事態を少しでも避けるため、設計に見積り単価を算用する場合の見積りの対象範囲は、直接工事費のみとするように設計積算マニュアルを改訂されたい。
—	4	歩掛の基礎とする資料の範囲に係る積算マニュアルの見直しについて	兵庫県による「建設副産物受入価格」及びその他適用可能な公表単価について、設計積算マニュアルに明記し、極力、見積りに依らない公正な積算に努められたい。
2. 見積り徴取方法について			
—	5	見積書の徴取先の選定にかかる決裁について	見積書の徴取先の選定は、不正防止のためにも重要性が高いため、所属長による「決裁」が必要という定めに設計積算マニュアルを改められたい。また、「不正行為防止対策報告書」において見積り徴取先の選定ルールの特化という再発防止策が示されているように、恣意的な選定を防ぐため、見積り徴取先の選定理由をチェックリスト形式で明確にするよう業務フローを再検討されたい。
—	6	最適な見積り徴取方法の模索について	見積り徴取方法について、議論を深めるとともに、試行と検証を繰り返すなどして最適な手法を模索されたい。
—	7	見積書の依頼方法について	見積書の徴取は適正な設計積算・入札契約制度のために、重要なプロセスであり、透明性を確保するため、現状の設計積算マニュアルに定められている「原則」を除外し、係の組織代表メールアドレスを通じての見積り依頼を徹底されたい。ただし、係によっては人数が多い場合もあるため、見積り業務に関わる者のみのグループにするなど、メー

			ルの閲覧可能範囲を再検討されたい。
—	8	見積書の受領方法について	不正防止のため、見積書の持参による直接受け付けを禁止し、見積書の受領方法をメール、FAX及び郵便に限定されたい。また、これらの方法以外による見積書の受領は無効とみなす取扱いをあわせて明確にされたい。
3. 入札契約制度について			
17	—	不落随意契約の運用方法について	見積りの回数に制限がなく、事業者が見積額を徐々に下げる方法では、予定価格を事業者に直接伝えずとも予定価格について推測させることができる。 不落随意契約の運用方法について、見積り回数を制限するとともに、見積書をメールで受領するなどして適正な方法に改められたい。
—	9	事後審査チェックリストの観点について	「入札参加者数が○者のときは○者以上が最低制限価格未満の場合」に事後審査にかけるというように、対応表を具体的に策定した上で、予定価格及び最低制限価格が不正に吊り上げられた結果、最低制限価格未満の事業者が多くなったケースが事後審査の対象になるように事後審査チェックリストを再検討されたい。 事後審査チェックリストは当初策定以後もその都度検出された不正リスクに応じて不断の改訂が必要と考えられる。企業団において議論を重ねながら、不正が想定される高リスク案件を抽出できるように事後審査チェックリストを検討されたい。
—	10	事後審査における第三者による積算金額の検証と審査体制の強化について	事後審査の際には内訳書に留まらず、明細書を落札候補者から入手し、企業団の積算と照合するなどして、入札の適正性について追加検証されたい。 一連の事後審査を、起工課による自己検証にすると、その実効性や信頼性を失うおそれがあるため、総務課契約係が担当するなど、第三者性が確保できるような検証の仕組みを構築されたい。

			<p>今後は、内部統制推進部局を中心に、第4-2.(2)で整理した業務フローも参考にしながら、内部統制の考えにおいて重要な「第三者による検証」を、いかにしたら業務フローに配置できるかについて検討を深め、事後審査等における第三者による検証を最大限実施されたい。</p>
—	11	地域要件の必要性について	<p>地域要件の必要性と運用方針について改めて検討されたい。</p>
—	12	その他入札参加者数の増加に向けて	<p>入札参加資格保有者など入札参加希望者に入札公告の案内をプッシュ配信することを検討されたい。</p>
—	13	低入札価格調査制度の導入について	<p>低入札価格調査制度の導入の要否について試行に導入し、効果検証を行うなど検討されたい。</p>
—	14	支店及び営業所の実態確認について	<p>入札制度の適正な運用のために、入札参加資格審査申請における支店及び営業所の実態確認の要否について検討されたい。</p>
—	15	特命随意契約の活用など効果的・効率的な契約方式の検討について	<p>特定の事業者のみしか入札参加することが想定されない場合、特命随意契約としたり、複数年契約としたりすることによって中長期的により安価な契約を行える可能性も考えられる。一般競争入札に過度に拘らずに、発注内容の性質に応じて特命随意契約を活用するなど効果的・効率的な契約方式を検討されたい。</p>
—	16	入札監視委員会への提出資料について	<p>事後審査チェックリストは企業団が入札不正リスクに対応して設けているものであり、入札監視委員会と入札不正リスクに係る認識を共有・議論するために有用な資料と考えられる。</p> <p>入札監視委員会における議論の深化に向けて事後審査チェックリストを入札監視委員会に提供するように検討されたい。</p>
4. 職員の倫理意識等及び機密情報の管理方法について			
—	17	コンプライアンス研修の定期開催について	<p>コンプライアンス研修は、今般発生した不正事案を風化させず、不正を再び起こさないという意識を当然の組織風土とするために重要なものと考えられる。</p> <p>職員の倫理意識等の醸成のための組織風土づく</p>

			りとして、職員向けコンプライアンス研修を毎年度実施されたい。
—	18	行動指針に係る意識定着度の確認について	企業団は、対話を重視する考えを採っているため、各職員の面談の機会を活用して行動指針に係る意識定着度の確認を実施されたい。
—	19	職業倫理規定等に係るハンドブックの作成について	職員の規定等への理解を浸透させるため、規定等の全体像、手続きの内容、心構えなどを網羅し、日々の業務で使えるハンドブックを作成されたい。
—	20	入札不正にかかる情報提供の心理的負荷を下げる取組について	「不当要求」と定義することによって、「不当」と断じることの心理的障壁も考えられるため、「入札情報の提供依頼」という表現に改めるなどし、報告することの心理的負荷を下げるようにされたい。
—	21	職員倫理規程の不断の見直しと不正防止のための組織風土の醸成について	事業者との会食について、形式的に判断できる判断基準を示して事前承認を必須とするなど職員が悩まずに行動できるように職員倫理規程を適宜、改訂されたい。また、実際の業務において各職員が悩んだ事象については、職員が気軽に相談する仕組みの構築が望まれ、上司に気軽に聞けるといふ組織風土の醸成に努められたい。
—	22	事業者との連絡方法について	不正防止の観点から、スマートフォンの取扱いについて、入札不正等の疑義がある際に貸与スマートフォンを企業団に提供して調査に協力することなど、スマートフォン貸与に対して職員に誓約を求めることが望ましい。 緊急時などやむなく私物携帯電話を用いて事業者と連絡した場合、遅滞なく上司に報告するなど例外規程についても定められたい。

令和7年度
設計積算・入札契約制度に係る
個別外部監査結果報告書

発行：令和8年2月
発行者：阪神水道企業団
個別外部監査人 横田 慎一